

(介1)

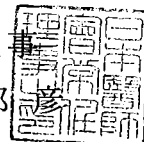
平成30年4月2日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会 常任理事

鈴木 邦彦



「「認知症施策等総合支援事業の実施について」の一部改正について」
等のご送付について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、認知症施策につきましては「新オレンジプラン」が国家戦略として取り組まれているとともに、昨年改正の介護保険法にも普及・啓発等の関連施策を総合的に推進することが制度上明確化されております。

こうした中、今般、認知症施策等総合支援事業の実施要綱が一部改正され、本年4月1日より適用されることとなりました。それに伴い、厚生労働省より都道府県行政等宛に通知が発出されるとともに、本会宛に協力依頼がありました。

今年度の実施要綱においては、広域の見守りネットワークの構築において都道府県を超えたブロック単位で取り組むことが追加されたほか、初期集中支援チーム等の取組において都道府県が管下の市町村へ専門職を派遣し支援すること、若年性認知症の人の社会参加活動を支援する等が追加されております。

また、「「認知症地域医療支援事業の実施について」」の一部改正も行われており、「病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業」のカリキュラムが見直されたとのことでした。

その他、認知症初期集中支援チームに関し、伝達講習用の教材の紹介や、認知症サポート医への周知など、都道府県行政に向けて資質向上への取組をするよう依頼する認知症施策推進室長通知が発出されております。

貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会への周知などご協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

記

(添付資料)

○「「認知症施策等総合支援事業の実施について」の一部改正について」等の送付について

(平 30.3.29 老発 0329 第 4 号厚生労働省老健局長通知)

○認知症初期集中支援チームの資質向上への取組について(依頼)

(平 30.3.26 老推発 0326 第 1 号 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長通知)

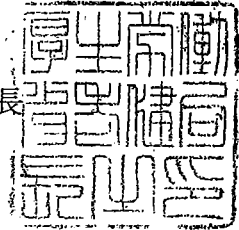
以上



老発 0329 第4号
平成30年3月29日

公益社団法人 日本医師会
会長 横倉義武 殿

厚生労働省老健局長



「認知症施策等総合支援事業の実施について」の一部改正について」等の送付について

標記について、都道府県知事及び指定都市市長あてに下記のとおり通知いたしましたので、お知らせいたします。

つきましては、本通知の趣旨をご理解の上、貴会会員の周知等を含め、引き続きご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

・「認知症施策等総合支援事業の実施について」の一部改正について
(平成30年3月29日老発0329第1号)

・全国若年性認知症支援センター運営事業の実施について
(平成30年3月29日老発0329第2号)

・「認知症地域医療支援事業の実施について」の一部改正について
(平成30年3月29日老発0329第6号)

老発 0329 第 1 号
平成 30 年 3 月 29 日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働省老健局長

「認知症施策等総合支援事業の実施について」の一部改正について

「認知症施策等総合支援事業の実施について」（平成 26 年 7 月 9 日老発 0709 第 3 号厚生労働省老健局長通知）を別添のとおり一部改正し、平成 30 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

「認知症施策等総合支援事業の実施について」（平成26年 7 月 9 日老発0709第 3 号厚生労働省老健局長通知）新旧対照表(案)

改 正 後	現 行
(別添 1) 認知症総合戦略推進事業実施要綱 1 目的 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づき、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進していくための事業を実施することを目的とする。 2 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、3（2）<u>及び（4）</u>の事業については、都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。 なお、事業運営の全部又は一部を、適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。 3 事業内容 （1）認知症総合戦略加速化推進事業 認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進していくため、都道府県を中心とした以下の取組を実施する。 ア 認知症の人の見守りに係る市町村（特別区、一部事務組合、広域連合等を含む。以下同じ。）、<u>都道府県</u>を超えた広域のネットワークの構築 認知症の人やその家族が安心して暮らすためには、地域による見守り体制の構築が重要であることから、各市町村単位で実施される認知症高齢者見守り事業（「地域支援事業の実施について」（平成18年 6 月 9 日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に基づく事業をいう。以下同じ。）と連携して以下の事業を実施する。 各都道府県における、認知症高齢者見守り事業実施市町村と未実施市町村と	(別添 1) 認知症総合戦略推進事業実施要綱 1 目的 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づき、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進していくための事業を実施することを目的とする。 2 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、3（2）の事業については、都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。 なお、事業運営の全部又は一部を、適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。 3 事業内容 （1）認知症総合戦略加速化推進事業 認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進していくため、都道府県を中心とした以下の取組を実施する。 ア 認知症の人の見守りに係る市町村（特別区、一部事務組合、広域連合等を含む。以下同じ。）<u>を超えた広域のネットワークの構築</u> 認知症の人やその家族が安心して暮らすためには、地域による見守り体制の構築が重要であることから、各市町村単位で実施される認知症高齢者見守り事業（「地域支援事業の実施について」（平成18年 6 月 9 日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に基づく事業をいう。以下同じ。）と連携して以下の事業を実施する。 各都道府県における、認知症高齢者見守り事業実施市町村と未実施市町村と

の課題等の共有のための会議の開催

- ・ 市町村を越えた広域での認知症の人の搜索活動を行う模擬訓練の実施
- ・ 都道府県を越えた広域での普及・啓発の実施や行方不明認知症高齢者が発生した際の共通の搜索のガイドライン・様式の作成を進めるための会議の開催等

イ 認知症の人の地域活動等の推進

認知症の本人のニーズを地域で共有する取組の実施や、好事例の収集、方法論の研究等を実施することにより、地域における認知症の本人の社会参加や生きがいをづくりを推進する。

(ア) 具体的な取組例

- ・ 認知症の人が集い、自らの体験や希望、必要としていることを主体的に語り合うミーティング（本人ミーティング）の先進事例の収集
- ・ 本人ミーティングの開催方法の検討と開催
- ・ 本人ミーティングの開催後の効果・検証
- ・ 本人ミーティングから得られた本人のニーズの共有と、地域作りへの生かし方の検討
- ・ 本人ミーティングを活用した認知症施策の評価方法等についての検討

(イ) 本人ミーティング開催に当たっての留意事項

- ・ 企画や計画等、準備段階から認知症の人が参画すること
- ・ 認知症の人が、普段から本音を出すことができる関係を構築すること
- ・ 認知症の人同士が繋がり、継続的に集まることができる場づくりをすること
- ・ 行政・当事者・地域の関係者が、認知症の人が語る「声」を丁寧に聴くこと

ウ 管内市町村における認知症施策の取組の向上・強化

管内市町村に医療・福祉等の専門職を派遣し、管内市町村の認知症施策の取組について、指導・助言を実施する。また、都道府県内の認知症施策に係る取組について、医療・介護・福祉等の関係者が参加し、管内における認知症施策全般の推進について検討する会議等を開催するとともに、管内市町村における認知症施策の全体的な水準の向上を図るため、各種施策実施に向けての課題を共有・解決するための検討会等を開催する。

の課題等の共有のための会議の開催

- ・ 市町村を越えた広域での認知症の人の搜索活動を行う模擬訓練の実施等

イ 認知症の人の地域活動等の推進

認知症の本人のニーズを地域で共有する取組の実施や、好事例の収集、方法論の研究等を実施することにより、地域における認知症の本人の社会参加や生きがいをづくりを推進する。

(ア) 具体的な取組例

- ・ 認知症の人が集い、自らの体験や希望、必要としていることを主体的に語り合うミーティング（本人ミーティング）の先進事例の収集
- ・ 本人ミーティングの開催方法の検討と開催
- ・ 本人ミーティングの開催後の効果・検証
- ・ 本人ミーティングから得られた本人のニーズの共有と、地域作りへの生かし方の検討
- ・ 本人ミーティングを活用した認知症施策の評価方法等についての検討

(イ) 本人ミーティング開催に当たっての留意事項

- ・ 企画や計画等、準備段階から認知症の人が参画すること
- ・ 認知症の人が、普段から本音を出すことができる関係を構築すること
- ・ 認知症の人同士が繋がり、継続的に集まることができる場づくりをすること
- ・ 行政・当事者・地域の関係者が、認知症の人が語る「声」を丁寧に聴くこと

ウ 管内市町村における先進事例の収集・普及及びその加速化

都道府県内の認知症施策に係る医療・介護・福祉等の関係者が参加し、管内における認知症施策全般の推進について検討する会議等を開催するとともに、管内市町村における認知症施策の全体的な水準の向上を図るため、各種施策実施に向けての課題を共有・解決するための検討会等を開催する。

・ 認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の取組について、専門職を管内市町村に派遣し、個別支援の対応手法や地域の課題解決に向けた対応のための指導・助言の実施

・ 認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の先進的な取組や課題を共有する会議等の開催

・ 二次医療圏単位で関係機関等が集い、認知症医療と介護の連携の枠組みの構築に資する取組等の実施

エ その他地域の実情に応じた、認知症施策全般の推進についての取組

(2) 認知症施策普及・相談・支援事業

認知症の人や家族が気軽に相談できる体制を構築するとともに、地域における認知症の理解の促進を図ることにより、地域の実情に応じた効果的な支援を行う。

ア 具体的な取組内容

(ア) コールセンターの設置や相談会の開催により、認知症の人やその家族等からの各種の相談に応じること。

(イ) 相談内容により、地域包括支援センター、介護サービス事業者、医療機関、市町村等適切な関係機関が行う支援へ適切につなぐこと。

(ウ) 地域包括支援センター、市町村等の相談体制の支援に資するため、定期的な情報提供などにより連携を図ること。

(エ) 地域の実情に応じた取組を行うこと。

・ 認知症の知識や技術の面だけでなく精神面も含め認知症の人や家族を支えることを目的とし、面接面談による相談、交流集会や認知症の正しい知識を普及するための講座等を開催すること。

・ 認知症に対する早期の対応を目的として、先駆的な取組を行っている自治体等から情報を収集し、自治体職員、介護従業者、管内の市町村、関係機関等を対象としたシンポジウムや研修会を開催するとともに各事業の成果の普及等を行うこと。

・ 認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成すること。

イ 相談員の配置等

・ ア (ア) の事業の実施に当たっては、認知症の人やその家族等の相談内容・

・ 認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員設置市町村と未設置市町村との課題を共有する取組等の実施

・ 二次医療圏単位で関係機関等が集い、認知症医療と介護の連携の枠組みの構築に資する取組等の実施

エ その他地域の実情に応じた、認知症施策全般の推進についての取組

(2) 認知症施策普及・相談・支援事業

認知症の人や家族が気軽に相談できる体制を構築するとともに、地域における認知症の理解の促進を図ることにより、地域の実情に応じた効果的な支援を行う。

ア 具体的な取組内容

(ア) コールセンターの設置や相談会の開催により、認知症の人やその家族等からの各種の相談に応じること。

(イ) 相談内容により、地域包括支援センター、介護サービス事業者、医療機関、市町村等適切な関係機関が行う支援へ適切につなぐこと。

(ウ) 地域包括支援センター、市町村等の相談体制の支援に資するため、定期的な情報提供などにより連携を図ること。

(エ) 地域の実情に応じた取組を行うこと。

・ 認知症の知識や技術の面だけでなく精神面も含め認知症の人や家族を支えることを目的とし、面接面談による相談、交流集会や認知症の正しい知識を普及するための講座等を開催すること。

・ 認知症に対する早期の対応を目的として、先駆的な取組を行っている自治体等から情報を収集し、自治体職員、介護従業者、管内の市町村、関係機関等を対象としたシンポジウムや研修会を開催するとともに各事業の成果の普及等を行うこと。

・ 認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成すること。

イ 相談員の配置等

・ ア (ア) の事業の実施に当たっては、認知症の人やその家族等の相談内容・

頻度等を考慮しつつ、利用者が身近に相談でき、かつ、相談に対して総合的に対応できる相談員を配置することとする。

- ・ 相談員には、認知症介護の経験を有する者の他、介護支援専門員や社会福祉士、認知症医療の専門家、高齢者権利擁護の専門家等認知症の人やその家族等に対し適切な相談援助を行うことができる者を必要に応じて配置すること。
- ・ 上記の他、相談の転送が可能な専門家の確保等地域の認知症専門家及び専門機関との協力体制を構築することが望ましい。

ウ 設備等

コールセンターを設置する場合には、相談専用の電話及びその他相談を適切に行うために必要な設備を設けること。

エ その他の留意事項

- ・ 都道府県等は、本事業の実施について認知症の人やその家族等に広く周知されるよう努めること。
- ・ 都道府県等は、相談に対する円滑な支援が図られるよう、市町村、医療機関、介護サービス事業者の他、保健、福祉、医療の各分野の関係機関・団体等との連携体制を整備すること。
- ・ 本事業を委託により実施する場合、受託事業者は、事業を実施するに当たって、市町村や都道府県と協議の上実施すること。
- ・ コールセンターの開設日の設定に当たっては、相談者の利便性を考慮すること。また、コールセンターの設置に当たっては、特設設置場所の指定をするものではないが、相談に対し効果的な支援ができるよう、認知症疾患医療センター等の医療機関や介護サービス事業所、その他関係機関・団体への設置も含め考慮すること。
- ・ コールセンターの実施にあたっては、「認知症コールセンターマニュアル」（平成20年度老人保健健康増進等事業）を参考とすること。

（３）成年後見利用促進連携・相談体制整備事業

成年後見制度利用促進基本計画（平成29年３月24日閣議決定）では、市町村は、成年後見制度の利用が必要な本人・その家族が円滑に制度を利用できるようにするための相談機能や、認知症高齢者等を後見している成年後見人等を支援するための機能等を担う中核機関を設置することとされている。また、その中核機関が、医療・福祉、法律の専門職や地域の関係者等から構成されるネットワークを構築すること

頻度等を考慮しつつ、利用者が身近に相談でき、かつ、相談に対して総合的に対応できる相談員を配置することとする。

- ・ 相談員には、認知症介護の経験を有する者の他、介護支援専門員や社会福祉士、認知症医療の専門家、高齢者権利擁護の専門家等認知症の人やその家族等に対し適切な相談援助を行うことができる者を必要に応じて配置すること。
- ・ 上記の他、相談の転送が可能な専門家の確保等地域の認知症専門家及び専門機関との協力体制を構築することが望ましい。

ウ 設備等

コールセンターを設置する場合には、相談専用の電話及びその他相談を適切に行うために必要な設備を設けること。

エ その他の留意事項

- ・ 都道府県等は、本事業の実施について認知症の人やその家族等に広く周知されるよう努めること。
- ・ 都道府県等は、相談に対する円滑な支援が図られるよう、市町村、医療機関、介護サービス事業者の他、保健、福祉、医療の各分野の関係機関・団体等との連携体制を整備すること。
- ・ 本事業を委託により実施する場合、受託事業者は、事業を実施するに当たって、市町村や都道府県と協議の上実施すること。
- ・ コールセンターの開設日の設定に当たっては、相談者の利便性を考慮すること。また、コールセンターの設置に当たっては、特設設置場所の指定をするものではないが、相談に対し効果的な支援ができるよう、認知症疾患医療センター等の医療機関や介護サービス事業所、その他関係機関・団体への設置も含め考慮すること。
- ・ コールセンターの実施にあたっては、「認知症コールセンターマニュアル」（平成20年度老人保健健康増進等事業）を参考とすること。

（３）成年後見利用促進連携・相談体制整備事業

成年後見制度利用促進基本計画（平成29年３月24日閣議決定）では、市町村は、成年後見制度の利用が必要な本人・その家族が円滑に制度を利用できるようにするための相談機能や、認知症高齢者等を後見している成年後見人等を支援するための機能等を担う中核機関を設置することとされている。また、その中核機関が、医療・福祉、法律の専門職や地域の関係者等から構成されるネットワークを構築すること

等、制度の利用促進に向けた体制を整備することとされている。

成年後見制度が円滑に利用されるためのスキームづくりや運用に資するための取組や、中核機関（市町村から委託を受ける社会福祉協議会、地域包括支援センター等）が法律面等や広域的なネットワークの構築等についての支援を受けられるような体制整備を実施する。

ア 中核機関の機能の強化やネットワークの構築の推進

- ・ 地域住民からの相談機能の充実や成年後見人等に対する支援強化のため、市町村から委託を受けた実施機関が、弁護士会や司法書士会の士業団体や家庭裁判所等と連携して、個別の相談会やケース検討を実施する
- ・ 成年後見制度を利用している者若しくは利用の予定がある者を支援している者に関わる医療機関や介護サービス事業所等に携わる者に対して、成年後見制度に関する研修会を開催し、普及・啓発を図るとともに、地域のネットワークの構築を図る。

イ 市町村を越えた広域的なネットワークの構築

- ・ 単独の市町村では、中核機関の設置や地域住民に対する普及・啓発が困難な場合に、近隣の市町村とともに協議会を設置し、合同で成年後見制度に関する中核機関を設置するなど、広域的な取組が実施できるよう支援する。

ウ 意思決定支援に関する普及・啓発

- ・ 介護保険サービス事業者等向けに、意思決定支援の理念や先進的な事例を共有するための研修等を開催し、認知症の人の意思決定に配慮するための意識の醸成を図る。

エ 管内市町村における先進事例の収集・普及

- ・ 中核機関が設置されている管内市町村の取組を踏まえたガイドラインの策定や事例集の作成のための検討会議の開催や、未設置の管内市町村への課題を共有し、設置に向けた普及・啓発するための取組を実施する。

（４）若年性認知症施策総合推進事業

若年性認知症の人が、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにするための取組を実施する。

ア 若年性認知症支援コーディネーター設置事業

若年性認知症の人やその家族等からの相談及び若年性認知症の人やその家族等の支援に携わる者のネットワークを調整するため、若年性認知症支援コーディネーター

等、制度の利用促進に向けた体制を整備することとされている。

成年後見制度が円滑に利用されるためのスキームづくりや運用に資するための取組や、中核機関（市町村から委託を受ける社会福祉協議会、地域包括支援センター等）が法律面等や広域的なネットワークの構築等についての支援を受けられるような体制整備を実施する。

ア 中核機関の機能の強化やネットワークの構築の推進

- ・ 地域住民からの相談機能の充実や成年後見人等に対する支援強化のため、市町村から委託を受けた実施機関が、弁護士会や司法書士会の士業団体や家庭裁判所等と連携して、個別の相談会やケース検討を実施する
- ・ 成年後見制度を利用している者若しくは利用の予定がある者を支援している者に関わる医療機関や介護サービス事業所等に携わる者に対して、成年後見制度に関する研修会を開催し、普及・啓発を図るとともに、地域のネットワークの構築を図る。

イ 市町村を越えた広域的なネットワークの構築

- ・ 単独の市町村では、中核機関の設置や地域住民に対する普及・啓発が困難な場合に、近隣の市町村とともに協議会を設置し、合同で成年後見制度に関する中核機関を設置するなど、広域的な取組が実施できるよう支援する。

ウ 管内市町村における先進事例の収集・普及

- ・ 中核機関が設置されている管内市町村の取組を踏まえたガイドラインの策定や事例集の作成のための検討会議の開催や、未設置の管内市町村への課題を共有し、設置に向けた普及・啓発するための取組を実施する。

（４）若年性認知症施策総合推進事業

若年性認知症の人が、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにするための取組を実施する。

ア 若年性認知症支援コーディネーター設置事業

若年性認知症の人やその家族等からの相談及び若年性認知症の人やその家族等の支援に携わる者のネットワークを調整するため、若年性認知症支援コーディネーター

ネーターとして、以下の役割を担う者を配置し、若年性認知症の特性に配慮した就労継続支援及び社会参加支援等を推進する。

- ・ 若年性認知症の人やその家族、若年性認知症の人が利用する関係機関及び若年性認知症の人を雇用する企業等からの各種相談に応じること。
- ・ 相談内容を踏まえ、若年性認知症である本人やその家族の思い、置かれている環境、有する能力等の状況を勘案し、必要な支援制度やサービス等を紹介すること。
- ・ サービスを提供する関係機関等と若年性認知症の人に係る必要な情報を共有の上、支援内容についての連絡調整等連携を図ること。
- ・ サービスを提供する関係機関等から必要に応じて相談者の状況を定期的に情報収集すること。
- ・ その他若年性認知症の人やその家族、若年性認知症の人が利用する機関及び若年性認知症の人を雇用する企業等の支援に資すること。

イ 若年性認知症支援ネットワーク構築事業

若年性認知症の人に対して発症初期から高齢期まで本人の状態に合わせた適切な支援が図られるよう、医療、介護、福祉、雇用の関係者が連携する若年性認知症自立支援ネットワークを構築するための会議（以下「ネットワーク会議」という。）の設置を行うとともに、若年性認知症自立支援ネットワークを構成する関係者及び障害福祉サービス従事者や企業関係者等、若年性認知症の人に対する支援に携わる者に対して次の研修を行い、若年性認知症に対する理解促進を図る。

（ア）若年性認知症自立支援ネットワークの構築

ネットワーク会議は、本事業の円滑な実施及びその成果の都道府県管内への普及等の役割を担うものとして、若年性認知症支援コーディネーターが必要に応じて都道府県と連携の上、医療機関、介護サービス事業者、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、認知症地域支援推進員、指定障害福祉サービス事業者、商工会議所等の経済団体、認知症施策にかかる行政担当者、認知症の人やその家族等の意見を代表する者、認知症ケアに関する有識者等を構成員として設置するものとし、次の取組を行うものとする。

なお、都道府県は、本会議の設置にあたっては各都道府県に設けられている障害者就労支援ネットワーク（就労支援事業所等の障害者福祉施策、ハロ

ネーターとして、以下の役割を担う者を配置し、若年性認知症の特性に配慮した就労継続支援及び社会参加支援等を推進する。

- ・ 若年性認知症の人やその家族、若年性認知症の人が利用する関係機関及び若年性認知症の人を雇用する企業等からの各種相談に応じること。
- ・ 相談内容を踏まえ、若年性認知症である本人やその家族の思い、置かれている環境、有する能力等の状況を勘案し、必要な支援制度やサービス等を紹介すること。
- ・ サービスを提供する関係機関等と若年性認知症の人に係る必要な情報を共有の上、支援内容についての連絡調整等連携を図ること。
- ・ サービスを提供する関係機関等から必要に応じて相談者の状況を定期的に情報収集すること。
- ・ その他若年性認知症の人やその家族、若年性認知症の人が利用する機関及び若年性認知症の人を雇用する企業等の支援に資すること。

イ 若年性認知症支援ネットワーク構築事業

若年性認知症の人に対して発症初期から高齢期まで本人の状態に合わせた適切な支援が図られるよう、医療、介護、福祉、雇用の関係者が連携する若年性認知症自立支援ネットワークを構築するための会議（以下「ネットワーク会議」という。）の設置を行うとともに、若年性認知症自立支援ネットワークを構成する関係者及び障害福祉サービス従事者や企業関係者等、若年性認知症の人に対する支援に携わる者に対して次の研修を行い、若年性認知症に対する理解促進を図る。

（ア）若年性認知症自立支援ネットワークの構築

ネットワーク会議は、本事業の円滑な実施及びその成果の都道府県管内への普及等の役割を担うものとして、若年性認知症支援コーディネーターが必要に応じて都道府県と連携の上、医療機関、介護サービス事業者、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、指定障害福祉サービス事業者、商工会議所等の経済団体、認知症施策にかかる行政担当者、認知症の人やその家族等の意見を代表する者、認知症ケアに関する有識者等を構成員として設置するものとし、次の取組を行うものとする。

なお、都道府県は、本会議の設置にあたっては各都道府県に設けられている障害者就労支援ネットワーク（就労支援事業所等の障害者福祉施策、ハロ

ーワークや地域障害者職業センター等の労働施策、商工会議所等の経済団体、医療機関、自治体等で構成）等の既存のネットワークと連携を図るものとする。

- ・ 若年性認知症の人への支援に関わる人や機関等が情報を共有できる仕組みづくりの検討
- ・ 若年性認知症の人への支援に係るケース会議、事例研究等の実施
- ・ 若年性認知症の人への支援に資する福祉サービス等の資源の共有化や各種助成金等に係る情報発信
- ・ 企業や福祉施設等に対し若年性認知症の理解促進を図るためのパンフレット等の作成
- ・ その他若年性認知症の人への支援に資する事業

(イ) 若年性認知症自立支援ネットワーク研修の実施

若年性認知症自立支援ネットワーク構成員及び地域の障害福祉サービス従事者や事業主や人事労務担当者、産業医を含む企業関係者等若年性認知症の人に対する支援に携わる者に対して、若年性認知症の人が利用できる社会資源に関する情報の提供や、若年性認知症の人の特性に配慮した日常生活上の支援、就労上の支援等のために必要な知識・技術を習得するための研修を行う。

(留意事項)

- ・ 実施主体の長は、研修受講者の募集に当たり、各都道府県商工会議所、社会福祉協議会等の関係団体と密接な連携を図るものとする。
- ・ 本研修の性格上、都道府県は研修参加者の経費負担の軽減に努めることが望ましい。

ウ 若年性認知症の人の社会参加活動の支援

若年性認知症の人が、これまでの経験や残された能力を活用して、例えば農業や商品の製造・販売、食堂の運営、その他の軽作業、地域活動等に携わり、地域において役割を担うことを通じて、「生きがい」をもった生活が送れるよう、若年性認知症の人が集まり定期的に行う社会参加活動を支援する。

(ア) 具体的な取組例

- ・ 都道府県又は指定都市が適当と認めた事業者が行う若年性認知症の人の社会参加のために行われる農業、商品の製造・販売、食堂の運営、その他の軽作業、

ーワークや地域障害者職業センター等の労働施策、商工会議所等の経済団体、医療機関、自治体等で構成）等の既存のネットワークと連携を図るものとする。

- ・ 若年性認知症の人への支援に関わる人や機関等が情報を共有できる仕組みづくりの検討
- ・ 若年性認知症の人への支援に係るケース会議、事例研究等の実施
- ・ 若年性認知症の人への支援に資する福祉サービス等の資源の共有化や各種助成金等に係る情報発信
- ・ 企業や福祉施設等に対し若年性認知症の理解促進を図るためのパンフレット等の作成
- ・ その他若年性認知症の人への支援に資する事業

(イ) 若年性認知症自立支援ネットワーク研修の実施

若年性認知症自立支援ネットワーク構成員及び地域の障害福祉サービス従事者や事業主や人事労務担当者、産業医を含む企業関係者等若年性認知症の人に対する支援に携わる者に対して、若年性認知症の人が利用できる社会資源に関する情報の提供や、若年性認知症の人の特性に配慮した日常生活上の支援、就労上の支援等のために必要な知識・技術を習得するための研修を行う。

(留意事項)

- ・ 実施主体の長は、研修受講者の募集に当たり、各都道府県商工会議所、社会福祉協議会等の関係団体と密接な連携を図るものとする。
- ・ 本研修の性格上、都道府県は研修参加者の経費負担の軽減に努めることが望ましい。

地域活動等の活動（以下「社会参加活動」という。）に対する支援

- ・ 社会参加活動を行うに当たり、事業者に専門家を派遣する等により活動を実施するために必要な助言や、十分なノウハウを有していない若年性認知症の人に対する技術・専門知識の指導・助言
- ・ 都道府県又は指定都市が適当と認めた事業者によるマルシェ等イベントの開催支援
- ・ 社会参加活動に関する好事例を収集し、関係者で共有するなどの意識啓発
- ・ 社会参加活動を行うために必要な農業生産者や企業等とのマッチング支援

(イ) 実施に当たっての留意事項

- ・ 国は、都道府県がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。ただし、以下①から⑤については当該事業費の補助対象外とする。
 - ① 維持管理費
 - ② 都道府県、指定都市が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行う費用、又は個人負担を直接的に軽減する費用
 - ③ 介護保険サービスの一環として行われる社会参加活動に当てられる費用
 - ④ 国からの補助金、交付金等を使用して行われる社会参加活動の取組に当てられる費用
- ・ 社会参加活動は、アの若年性認知症支援コーディネーターの活動の一環又は連携しながら行われる必要がある。また、活動地域の認知症地域支援推進員とも連携を図ることが望ましい。
- ・ 支援の対象となる社会参加活動は、営利を目的とするものではないこととする。
- ・ 社会参加活動に参加する利用者は、若年性認知症の人を中心としつつ、若年性認知症の人以外の認知症の人が参加することを妨げない。
- ・ 社会参加活動で農業を行うに当たっては、都道府県農政部局と連携し事業実施地域における主要農産物の生産状況、価格、市場ニーズ等の把握を行った上で、効果的・効率的に実施するよう努めることとする。

エ 若年性認知症実態調査及び支援ニーズの把握

若年性認知症の人の実態やニーズは地域の社会資源等の状況によって、それぞれ異なっていることから、各都道府県において若年性認知症施策を進める上で基

ウ 若年性認知症実態調査及び支援ニーズの把握

若年性認知症の人の実態やニーズは地域の社会資源等の状況によって、それぞれ異なっていることから、各都道府県において若年性認知症施策を進める上で基

礎的なデータを収集するため次の取組を行う。 (ア) 各都道府県管内の若年性認知症の実態調査 若年性認知症の人やその家族の実態及びニーズの把握のため、医療機関及び管内市町村等と連携した調査の実施 (イ) 若年性認知症の人やその家族へのヒアリング等による支援ニーズ把握及び支援方策の共有 ・ 若年性認知症の人やその家族が集まる交流会や認知症カフェなどでの意見聴取による支援ニーズ把握 ・ 若年性認知症の人やその家族が参加する意見交換会での支援方策の共有 4 実施上の留意事項 (1) 本事業の実施に当たっては、必ず地域支援事業の包括的支援事業（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第6号）及び任意事業（同条第3項）と効果的な連携を図ること。 (2) 本事業において収集した先進的な地域支援体制の構築に係る事例については、「認知症介護研究・研修センター運営事業の実施について」（平成12年5月8日老発第477号老人保健福祉局長通知）により実施する「認知症介護研究・研修センター運営事業」に対する情報提供について協力すること。 (3) 本事業により設置された相談員等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定等を踏まえ、認知症の人や家族等の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。	礎的なデータを収集するため次の取組を行う。 (ア) 各都道府県管内の若年性認知症の実態調査 若年性認知症の人やその家族の実態及びニーズの把握のため、医療機関及び管内市町村等と連携した調査の実施 (イ) 若年性認知症の人やその家族へのヒアリング等による支援ニーズ把握及び支援方策の共有 ・ 若年性認知症の人やその家族が集まる交流会や認知症カフェなどでの意見聴取による支援ニーズ把握 ・ 若年性認知症の人やその家族が参加する意見交換会での支援方策の共有 4 実施上の留意事項 (1) 本事業の実施に当たっては、必ず地域支援事業の包括的支援事業（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第6号）及び任意事業（同条第3項）と効果的な連携を図ること。 (2) 本事業において収集した先進的な地域支援体制の構築に係る事例については、「認知症介護研究・研修センター運営事業の実施について」（平成12年5月8日老発第477号老人保健福祉局長通知）により実施する「認知症介護研究・研修センター運営事業」に対する情報提供について協力すること。 (3) 本事業により設置された相談員等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定等を踏まえ、認知症の人や家族等の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
--	--

(改正後全文)

老発 0 7 0 9 第 3 号
平成 2 6 年 7 月 9 日
老発 0 6 2 6 第 3 号
平成 2 7 年 6 月 2 6 日
老発 0 3 3 1 第 4 号
平成 2 8 年 3 月 3 1 日
老発 0 3 2 7 第 5 号
平成 2 9 年 3 月 2 7 日
老発 0 3 2 9 第 1 号
平成 3 0 年 3 月 2 9 日

一部改正

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働省老健局長

認知症施策等総合支援事業の実施について

認知症施策については、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを通して地域単位での総合的かつ継続的な支援体制を確立していくことが必要である。

今般、認知症の人やその家族等にとって最も身近な基礎的自治体である市町村が上記体制の確立のための施策を展開するにあたり、都道府県等がその支援等を実施することを推進する目的で、「認知症施策等総合支援事業」各実施要綱を定め、平成 2 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

各都道府県・指定都市におかれては、関係団体等との連携の下、各地域における認知症の人への支援の充実並びに適切な事業実施にご協力願いたい。

(別添 1)

認知症総合戦略推進事業実施要綱

1 目的

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づき、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進していくための事業を実施することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、3（2）及び（4）の事業については、都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、事業運営の全部又は一部を、適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。

3 事業内容

（1）認知症総合戦略加速化推進事業

認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進していくため、都道府県を中心とした以下の取組を実施する。

ア 認知症の人の見守りに係る市町村（特別区、一部事務組合、広域連合等を含む。以下同じ。）、都道府県を超えた広域のネットワークの構築

認知症の人やその家族が安心して暮らすためには、地域による見守り体制の構築が重要であることから、各市町村単位で実施される認知症高齢者見守り事業（「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に基づく事業をいう。以下同じ。）と連携して以下の事業を実施する。

- ・ 各都道府県における、認知症高齢者見守り事業実施市町村と未実施市町村との課題等の共有のための会議の開催
- ・ 市町村を越えた広域での認知症の人の搜索活動を行う模擬訓練の実施
- ・ 都道府県を越えた広域での普及・啓発の実施や行方不明認知症高齢者が発生した際の共通の搜索のガイドライン・様式の作成を進めるための会議の開催等

イ 認知症の人の地域活動等の推進

認知症の本人のニーズを地域で共有する取組の実施や、好事例の収集、方法論の研究等を実施することにより、地域における認知症の本人の社会参加や生きがいを推進する。

(ア) 具体的な取組例

- ・ 認知症の人が集い、自らの体験や希望、必要としていることを主体的に語り合うミーティング（本人ミーティング）の先進事例の収集
- ・ 本人ミーティングの開催方法の検討と開催
- ・ 本人ミーティングの開催後の効果・検証
- ・ 本人ミーティングから得られた本人のニーズの共有と、地域作りへの生かし方の検討
- ・ 本人ミーティングを活用した認知症施策の評価方法等についての検討

(イ) 本人ミーティング開催に当たっての留意事項

- ・ 企画や計画等、準備段階から認知症の人が参画すること
- ・ 認知症の人が、普段から本音を出すことができる関係を構築すること
- ・ 認知症の人同士が繋がり、継続的に集まることができる場づくりをすること
- ・ 行政・当事者・地域の関係者が、認知症の人が語る「声」を丁寧に聴くこと

ウ 管内市町村における認知症施策の取組の向上・強化

管内市町村に医療・福祉等の専門職を派遣し、管内市町村の認知症施策の取組について、指導・助言を実施する。また、都道府県内の認知症施策に係る取組について、医療・介護・福祉等の関係者が参加し、管内における認知症施策全般の推進について検討する会議等を開催するとともに、管内市町村における認知症施策の全体的な水準の向上を図るため、各種施策実施に向けての課題を共有・解決するための検討会等を開催する。

- ・ 認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の取組について、専門職を管内市町村に派遣し、個別支援の対応手法や地域の課題解決に向けた対応のための指導・助言の実施
- ・ 認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の先進的な取組や課題を共有する会議等の開催
- ・ 二次医療圏単位で関係機関等が集い、認知症医療と介護の連携の枠組みの構築に資する取組等の実施

エ その他地域の実情に応じた、認知症施策全般の推進についての取組

(2) 認知症施策普及・相談・支援事業

認知症の人や家族が気軽に相談できる体制を構築するとともに、地域における認知症の理解の促進を図ることにより、地域の実情に応じた効果的な支援を行う。

ア 具体的な取組内容

(ア) コールセンターの設置や相談会の開催により、認知症の人やその家族等からの各種の相談に応じること。

(イ) 相談内容により、地域包括支援センター、介護サービス事業者、医療

機関、市町村等適切な関係機関が行う支援へ適切につなぐこと。

(ウ) 地域包括支援センター、市町村等の相談体制の支援に資するため、定期的な情報提供などにより連携を図ること。

(エ) 地域の実情に応じた取組を行うこと。

- ・ 認知症の知識や技術の面だけでなく精神面も含め認知症の人や家族を支えることを目的とし、面接面談による相談、交流集会や認知症の正しい知識を普及するための講座等を開催すること。
- ・ 認知症に対する早期の対応を目的として、先駆的な取組を行っている自治体等から情報を収集し、自治体職員、介護従業者、管内の市町村、関係機関等を対象としたシンポジウムや研修会を開催するとともに各事業の成果の普及等を行うこと。
- ・ 認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成すること。

イ 相談員の配置等

- ・ ア（ア）の事業の実施に当たっては、認知症の人やその家族等の相談内容・頻度等を考慮しつつ、利用者が身近に相談でき、かつ、相談に対して総合的に対応できる相談員を配置することとする。
- ・ 相談員には、認知症介護の経験を有する者の他、介護支援専門員や社会福祉士、認知症医療の専門家、高齢者権利擁護の専門家等認知症の人やその家族等に対し適切な相談援助を行うことができる者を必要に応じて配置すること。
- ・ 上記の他、相談の転送が可能な専門家の確保等地域の認知症専門家及び専門機関との協力体制を構築することが望ましい。

ウ 設備等

コールセンターを設置する場合には、相談専用の電話及びその他相談を適切に行うために必要な設備を設けること。

エ その他の留意事項

- ・ 都道府県等は、本事業の実施について認知症の人やその家族等に広く周知されるよう努めること。
- ・ 都道府県等は、相談に対する円滑な支援が図られるよう、市町村、医療機関、介護サービス事業者の他、保健、福祉、医療の各分野の関係機関・団体等との連携体制を整備すること。
- ・ 本事業を委託により実施する場合、受託事業者は、事業を実施するに当たって、市町村や都道府県と協議の上実施すること。
- ・ コールセンターの開設日の設定に当たっては、相談者の利便性を考慮すること。また、コールセンターの設置に当たっては、特設設置場所の指定をするものではないが、相談に対し効果的な支援ができるよう、認知症疾患医療センター等の医療機関や介護サービス事業所、その他関係機関・団体への設置も含め考慮すること。

- ・ コールセンターの実施にあたっては、「認知症コールセンターマニュアル」（平成20年度老人保健健康増進等事業）を参考とすること。

（３）成年後見利用促進連携・相談体制整備事業

成年後見制度利用促進基本計画（平成29年３月24日閣議決定）では、市町村は、成年後見制度の利用が必要な本人・その家族が円滑に制度を利用できるようにするための相談機能や、認知症高齢者等を後見している成年後見人等を支援するための機能等を担う中核機関を設置することとされている。また、その中核機関が、医療・福祉、法律の専門職や地域の関係者等から構成されるネットワークを構築すること等、制度の利用促進に向けた体制を整備することとされている。

成年後見制度が円滑に利用されるためのスキームづくりや運用に資するための取組や、中核機関（市町村から委託を受ける社会福祉協議会、地域包括支援センター等。）が法律面等や広域的なネットワークの構築等についての支援を受けられるような体制整備を実施する。

ア 中核機関の機能の強化やネットワークの構築の推進

- ・ 地域住民からの相談機能の充実や成年後見人等に対する支援強化のため、市町村から委託を受けた実施機関が、弁護士会や司法書士会の士業団体や家庭裁判所等と連携して、個別の相談会やケース検討を実施する
- ・ 成年後見制度を利用している者若しくは利用の予定がある者を支援している者に関わる医療機関や介護サービス事業所等に携わる者に対して、成年後見制度に関する研修会を開催し、普及・啓発を図るとともに、地域のネットワークの構築を図る。

イ 市町村を越えた広域的なネットワークの構築

- ・ 単独の市町村では、中核機関の設置や地域住民に対する普及・啓発が困難な場合に、近隣の市町村とともに協議会を設置し、合同で成年後見制度に関する中核機関を設置するなど、広域的な取組が実施できるよう支援する。

ウ 意思決定支援に関する普及・啓発

- ・ 介護保険サービス事業者等向けに、意思決定支援の理念や先進的な事例を共有するための研修等を開催し、認知症の人の意思決定に配慮するための意識の醸成を図る。

エ 管内市町村における先進事例の収集・普及

- ・ 中核機関が設置されている管内市町村の取組を踏まえたガイドラインの策定や事例集の作成のための検討会議の開催や、未設置の管内市町村への課題を共有し、設置に向けた普及・啓発するための取組を実施する。

（４）若年性認知症施策総合推進事業

若年性認知症の人が、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにするための取組を実施する。

ア 若年性認知症支援コーディネーター設置事業

若年性認知症の人やその家族等からの相談及び若年性認知症の人やその家族等の支援に携わる者のネットワークを調整するため、若年性認知症支援コーディネーターとして、以下の役割を担う者を配置し、若年性認知症の特性に配慮した就労継続支援及び社会参加支援等を推進する。

- ・ 若年性認知症の人やその家族、若年性認知症の人が利用する関係機関及び若年性認知症の人を雇用する企業等からの各種相談に応じること。
- ・ 相談内容を踏まえ、若年性認知症である本人やその家族の思い、置かれている環境、有する能力等の状況を勘案し、必要な支援制度やサービス等を紹介すること。
- ・ サービスを提供する関係機関等と若年性認知症の人に係る必要な情報を共有の上、支援内容についての連絡調整等連携を図ること。
- ・ サービスを提供する関係機関等から必要に応じて相談者の状況を定期的に情報収集すること。
- ・ その他若年性認知症の人やその家族、若年性認知症の人が利用する機関及び若年性認知症の人を雇用する企業等の支援に資すること。

イ 若年性認知症支援ネットワーク構築事業

若年性認知症の人に対して発症初期から高齢期まで本人の状態に合わせた適切な支援が図られるよう、医療、介護、福祉、雇用の関係者が連携する若年性認知症自立支援ネットワークを構築するための会議（以下「ネットワーク会議」という。）の設置を行うとともに、若年性認知症自立支援ネットワークを構成する関係者及び障害福祉サービス従事者や企業関係者等、若年性認知症の人に対する支援に携わる者に対して次の研修を行い、若年性認知症に対する理解促進を図る。

（ア）若年性認知症自立支援ネットワークの構築

ネットワーク会議は、本事業の円滑な実施及びその成果の都道府県管内への普及等の役割を担うものとして、若年性認知症支援コーディネーターが必要に応じて都道府県と連携の上、医療機関、介護サービス事業者、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、認知症地域支援推進員、指定障害福祉サービス事業者、商工会議所等の経済団体、認知症施策にかかる行政担当者、認知症の人やその家族等の意見を代表する者、認知症ケアに関する有識者等を構成員として設置するものとし、次の取組を行うものとする。

なお、都道府県は、本会議の設置にあたっては各都道府県に設けられている障害者就労支援ネットワーク（就労支援事業所等の障害者福祉施策、ハローワークや地域障害者職業センター等の労働施策、商工会議所等の経済団体、医療機関、自治体等で構成）等の既存のネットワークと連携を図るものとする。

- ・ 若年性認知症の人への支援に関わる人や機関等が情報を共有できる仕組みづくりの検討

- ・ 若年性認知症の人への支援に係るケース会議、事例研究等の実施
- ・ 若年性認知症の人への支援に資する福祉サービス等の資源の共有化や各種助成金等に係る情報発信
- ・ 企業や福祉施設等に対し若年性認知症の理解促進を図るためのパンフレット等の作成
- ・ その他若年性認知症の人への支援に資する事業

(イ) 若年性認知症自立支援ネットワーク研修の実施

若年性認知症自立支援ネットワーク構成員及び地域の障害福祉サービス従事者や事業主や人事労務担当者、産業医を含む企業関係者等若年性認知症の人に対する支援に携わる者に対して、若年性認知症の人が利用できる社会資源に関する情報の提供や、若年性認知症の人の特性に配慮した日常生活上の支援、就労上の支援等のために必要な知識・技術を習得するための研修を行う。

(留意事項)

- ・ 実施主体の長は、研修受講者の募集に当たり、各都道府県商工会議所、社会福祉協議会等の関係団体と密接な連携を図るものとする。
- ・ 本研修の性格上、都道府県は研修参加者の経費負担の軽減に努めることが望ましい。

ウ 若年性認知症の人の社会参加活動の支援

若年性認知症の人が、これまでの経験や残された能力を活用して、例えば農作業や商品の製造・販売、食堂の運営、その他の軽作業、地域活動等に携わり、地域において役割を担うことを通じて、「生きがい」をもった生活が送れるよう、若年性認知症の人が集まって定期的に行う社会参加活動を支援する。

(ア) 具体的な取組例

- ・ 都道府県又は指定都市が適当と認めた事業者が行う若年性認知症の人の社会参加のために行われる農業、商品の製造・販売、食堂の運営、その他の軽作業、地域活動等の活動（以下「社会参加活動」という。）に対する支援
- ・ 社会参加活動を行うに当たり、事業者に専門家を派遣する等により活動を実施するために必要な助言や、十分なノウハウを有していない若年性認知症の人に対する技術・専門知識の指導・助言
- ・ 都道府県又は指定都市が適当と認めた事業者によるマルシェ等イベントの開催支援
- ・ 社会参加活動に関する好事例を収集し、関係者で共有するなどの意識啓発
- ・ 社会参加活動を行うために必要な農業生産者や企業等とのマッチング支援

(イ) 実施に当たっての留意事項

- ・ 国は、都道府県がこの事業のために支出した費用について、別に

定めるところにより補助するものとする。ただし、以下①から⑤については当該事業費の補助対象外とする。

① 維持管理費

② 都道府県、指定都市が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行う費用、又は個人負担を直接的に軽減する費用

③ 介護保険サービスの一環として行われる社会参加活動に当てられる費用

④ 国からの補助金、交付金等を使用して行われる社会参加活動取組に当てられる費用

- ・ 社会参加活動は、アの若年性認知症支援コーディネーターの活動の一環又は連携しながら行われる必要がある。また、活動地域の認知症地域支援推進員とも連携を図ることが望ましい。
- ・ 支援の対象となる社会参加活動は、営利を目的とするものではないこととする。
- ・ 社会参加活動に参加する利用者は、若年性認知症の人を中心としつつ、若年性認知症の人以外の認知症の人が参加することを妨げない。
- ・ 社会参加活動で農業を行うに当たっては、都道府県農政部局と連携し事業実施地域における主要農産物の生産状況、価格、市場ニーズ等の把握を行った上で、効果的・効率的に実施するよう努めることとする。

エ 若年性認知症実態調査及び支援ニーズの把握

若年性認知症の人の実態やニーズは地域の社会資源等の状況によって、それぞれ異なっていることから、各都道府県において若年性認知症施策を進める上で基礎的なデータを収集するため次の取組を行う。

（ア）各都道府県管内の若年性認知症の実態調査

若年性認知症の人やその家族の実態及びニーズの把握のため、医療機関及び管内市町村等と連携した調査の実施

（イ）若年性認知症の人やその家族へのヒアリング等による支援ニーズ把握及び支援方策の共有

- ・ 若年性認知症の人やその家族が集まる交流会や認知症カフェなどでの意見聴取による支援ニーズ把握
- ・ 若年性認知症の人やその家族が参加する意見交換会での支援方策の共有

4 実施上の留意事項

（１）本事業の実施に当たっては、必ず地域支援事業の包括的支援事業（介護保険法（平成９年法律第123号）第115条の45第２項第６号）及び任意事業（同条第３項）と効果的な連携を図ること。

（２）本事業において収集した先進的な地域支援体制の構築に係る事例について

は、「認知症介護研究・研修センター運営事業の実施について」（平成12年5月8日老発第477号老人保健福祉局長通知）により実施する「認知症介護研究・研修センター運営事業」に対する情報提供について協力すること。

- (3) 本事業により設置された相談員等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定等を踏まえ、認知症の人や家族等の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(別添 2)

認知症疾患医療センター運営事業実施要綱

1 目的

この事業は、都道府県及び指定都市が認知症疾患医療センター（以下「センター」という。）を設置し、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、周辺症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とし、都道府県知事又は指定都市市長が指定した病院又は診療所で、事業を行うものとする。ただし、当該病院又は診療所は、事業の内容に応じて、その一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。

なお、指定の際には厚生労働大臣あて届け出るものとする。

3 設置基準

センターは、次のいずれかの（診療所については、（３）の）基準を満たすものとする。

（１）基幹型

基幹型は、平日、週５日の稼働を原則とし、以下のとおりとするが、イに係る稼働についてはこの限りではない。

ア 専門医療機関としての要件

（ア）専門医療相談が実施できる専門の部門（以下「医療相談室」という。）を配置し、専門医療相談窓口、専用電話等必要な設備を整備し、その態勢が確保されていること。

（イ）人員配置について、以下の a から c を満たしていること。

a 専任の日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした５年以上の臨床経験（具体的な業務経験については届出時に明記すること。）を有する医師が１名以上配置されていること。

b 専任の臨床心理技術者が１名以上配置されていること。

c 医療相談室に、精神保健福祉士又は保健師等が２名以上配置されていること。

なお、医療相談室は、院内における精神科及び一般身体科の連携の確保、専門医療施設との調整、地域包括支援センターとの連絡調整、専門医療に係る情報提供、退院時の調整など、個々の患者の専

門医療相談を行う機能を持つものとする。

また、精神保健福祉士又は保健師等のうち1名は常勤専従で地域包括支援センターとの連絡調整業務を担当することとし、他の1名以上は専任で医療相談室の他の業務を担当することとする。

ただし、地域包括支援センターとの連絡調整業務に限り、精神保健福祉士又は保健師等を補助する専従の職員を配置することができるものとする。

(ウ) 検査体制について、以下を満たしていること。

a 鑑別診断に係る検査体制については、当該センターにおいて、血液検査、尿一般検査、心電図検査、神経心理検査が実施できる体制を確保するとともに、神経画像検査の体制として、コンピュータ断層撮影装置（ＣＴ）及び磁気共鳴画像装置（ＭＲＩ）を有していること。

b 脳血流シンチグラフィ（ＳＰＥＣＴ）を活用できる体制（他の医療機関との連携体制（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）を含む。）が整備されていること。

(エ) 認知症疾患の周辺症状と身体合併症に対する急性期入院治療を行える一般病床と精神病床を有していること。

イ 身体合併症に対する救急医療機関としての要件

(ア) 身体合併症に対する救急・急性期医療に対応することが可能な体制が確保されていること。具体的には、救命救急センターを有するなど、身体合併症に係る三次救急医療又は二次救急医療について地域の中核としての機能を有すると都道府県知事又は指定都市市長が認めるものとする。

(イ) ア（ア）に定める医療相談室が中核となって、認知症患者に対する救急医療の支援、リエゾンチーム等による一般病床に入院する認知症高齢者への精神科的ケースワークの実施、院内における研修会の開催等を通じて、精神科と一般身体科との院内連携が確保されていること。

(ウ) 上記の体制が確保されていることを前提として、休日、夜間における身体合併症や徘徊、妄想等の重篤な行動・心理症状を有する救急・急性期患者に対応するため、空床（当該病院の実状に応じ精神病床、一般病床のいずれも可とする）を確保すること。

ウ 地域連携推進機関としての要件

(ア) 地域の連携体制強化のため、都道府県医師会・指定都市医師会・郡市医師会などの保健医療関係者、地域包括支援センターなど介護保険関係者、認知症医療に関する有識者等から組織された認知症疾患医療連携協議会（都道府県又は指定都市において、同様の機能を有する会議等を設置、運営している場合は、当該会議の活用で可）を組織し、地域の認知

症に関する支援体制づくりに関する検討等を行うほか、地域への認知症医療に関する情報発信や、認知症に関する理解を促す普及啓発等を必要に応じて行うほか、地域住民からの認知症に関する一般相談対応等を行うこと。

- (イ) 都道府県又は指定都市が実施する認知症サポート医養成研修や、かかりつけ医等に対する研修の実施状況等を踏まえつつ、こうした認知症医療従事者に対する研修や、地域包括支援センター職員等の関係機関、認知症患者の家族や地域住民等を対象とする研修を自ら行い、又は他の主体の実施する研修に協力するなど、地域における認知症の専門医療に係る研修に積極的に取り組んでいること。

(2) 地域型

地域型は、平日、週5日の稼働を原則とし、以下のとおりとする。

ア 専門医療機関としての要件

- (ア) 医療相談室を配置し、専門医療相談窓口、専用電話等必要な設備を整備し、その体制が確保されていること。
- (イ) 人員配置について、以下のaからcを満たしていること。

- a 専任の日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験（具体的な業務経験については届出時に明記すること。）を有する医師が1名以上配置されていること。
- b 専任の臨床心理技術者が1名以上配置されていること。
- c 医療相談室に、精神保健福祉士又は保健師等が2名以上配置されていること。

なお、医療相談室は、専門医療施設との調整、地域包括支援センターとの連絡調整、専門医療に係る情報提供、退院時の調整など、個々の患者の専門医療相談を行う機能を持つものとする。

また、精神保健福祉士又は保健師等のうち1名は常勤専従で地域包括支援センターとの連絡調整業務を担当することとし、他の1名以上は専任で医療相談室の他の業務を担当することとする。

ただし、地域包括支援センターとの連絡調整業務に限り、精神保健福祉士又は保健師等を補助する専従の職員を配置することができるものとする。

- (ウ) 検査体制について、以下を満たしていること。

鑑別診断に係る検査体制については、当該センターにおいて、血液検査、尿一般検査、心電図検査、神経心理検査が実施できる体制を確保するとともに、神経画像検査の体制として、コンピュータ断層撮影装置（CT）及び磁気共鳴画像装置（MRI）を有していること。

ただし、磁気共鳴画像装置（MRI）を有していない場合は、それを活用できる体制（他の医療機関との連携体制（具体的な連携体制につ

いては届出時に明記すること。)を含む。)が整備されていること。

なお、コンピュータ断層撮影装置（ＣＴ）については、原則として、同一法人かつ同一敷地内にあり、実質一体的な医療提供を行っている医療機関との連携体制が整備されている場合は、当該センターがコンピュータ断層撮影装置（ＣＴ）を有しているとみなすこととする。

また、上記に加え、脳血流シンチグラフィ（ＳＰＥＣＴ）を活用できる体制（他の医療機関との連携体制（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）を含む。）が整備されていること。

（エ）認知症疾患の周辺症状と身体合併症に対する急性期入院治療を行える一般病床と精神病床を有していること。

ただし、同一施設において、一般病床と精神病床の確保が困難な場合は、以下の a 又は b のいずれかを満たしていること。

a 認知症疾患の周辺症状に対する急性期入院治療を行うことができる精神病床を有する病院であり、重篤な身体合併症に対して、入院医療等を行うことができる他の医療機関との連携体制がとれていること（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）。

b 身体合併症に対する急性期入院治療を行うことができる一般病床を有する病院であり、認知症疾患の周辺症状に対する精神病床における入院医療等を行うことができる他の医療機関との連携体制がとれていること（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）。

イ 地域連携推進機関としての要件

（１）ウと同様の要件を満たすこと。なお、基幹型との連携体制の確保により同様の機能を有する場合においては、この限りではない。

（３）連携型

連携型は、平日、週５日の稼働を原則とし、以下のとおりとする。

ア 専門医療機関としての要件

（ア）専門医療相談が実施できる体制が確保されていること。

（イ）人員配置について、以下の要件を満たしていること。

a 専任の日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした５年以上の臨床経験（具体的な業務経験については届出時に明記すること。）を有する医師が１名以上配置されていること。

b 認知症の専門医療相談や神経心理検査等について一定程度の知識及び技術を修得している看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等が１名以上配置されていること。

（ウ）検査体制について、以下の要件を満たしていること。

鑑別診断に係る検査体制については、当該センターにおいて、血液

検査、尿一般検査、心電図検査、神経心理検査が実施できる体制を確保するとともに、神経画像検査の体制としてのコンピュータ断層撮影装置（ＣＴ）、磁気共鳴画像装置（ＭＲＩ）及び脳血流シンチグラフィ（ＳＰＥＣＴ）を他の医療機関との連携体制（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）により活用できる体制が整備されていること。

（エ）連携体制について、以下の要件を満たしていること。

認知症疾患の周辺症状と身体合併症に対する急性期入院治療を行える一般病院又は精神科病院との連携体制（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）を確保していること。

イ 地域連携拠点としての要件

（１）ウと同様の要件を満たすこと。なお、基幹型又は地域型との連携体制の確保により同様の機能を有する場合においては、この限りではない。

4 事業内容

（１）専門的医療機能

ア 鑑別診断とそれに基づく初期対応

（ア）初期診断

（イ）鑑別診断

（ウ）治療方針の選定

（エ）入院先紹介

イ 周辺症状と身体合併症への急性期対応

（ア）周辺症状・身体合併症の初期診断・治療（急性期入院医療を含む。）

（イ）周辺症状及び身体合併症の急性期入院医療を要する認知症疾患患者のための病床として、連携する医療機関の空床情報の把握（基幹型においては、空床の確保による休日、夜間の対応を含む。）

ウ 専門医療相談

（ア）初診前医療相談

a 患者家族等の電話・面談照会

b 医療機関等紹介

（イ）情報収集・提供

a 保健所、福祉事務所等との連絡調整

b 地域包括支援センターとの連絡調整

c 認知症初期集中支援チームとの連絡調整

（２）地域連携拠点機能

ア 認知症疾患医療連携協議会の設置及び運営

都道府県医師会・指定都市医師会・郡市医師会など地域の保健医療関係

者、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チームなどの介護保険関係者、認知症医療に関する有識者等から組織された協議会の設置及び運営
イ 研修会の開催

地域の認知症医療従事者に対する研修や、地域包括支援センター職員等の関係機関、認知症患者の家族や地域住民等を対象とする研修の開催及び他の主体の実施する認知症医療に関する研修への協力等

5 都道府県の責務等

(1) 連携体制の構築

都道府県は指定都市がある場合は指定都市との連携体制を構築した上で、都道府県内の認知症疾患医療センターについて、都道府県医師会・指定都市医師会・郡市医師会などの保健医療関係者、地域包括支援センターなど介護保険関係者、認知症医療に関する有識者等から組織された「都道府県認知症疾患医療連携協議会」を設置し、各認知症疾患医療センターにおける地域連携体制の支援を行うこと。

なお、既に同様の機能を有する会議等を設置、運営している場合は、その会議等を活用して差し支えない。

(2) 事業評価の実施

都道府県及び指定都市は、自ら指定した認知症疾患医療センターに対し、4の事業内容について、以下の点に着目し、事業評価を行うこと。

(事業評価上の留意点)

a 専門的医療機関としての機能

- 認知症原因疾患別の鑑別診断の実施
- 治療方針の選定に関すること（投薬、他医療機関への紹介等を含む）
- 記録・データ管理等に関すること（介護保険主治医意見書への記載等を含む）
- 周辺症状と身体合併症の急性期対応に関すること（基幹型の場合は、空床確保及びその利用状況を含む）
- 専門医療相談の実施
 - ・相談方法（電話、面接、訪問別相談の実施 等）
 - ・相談件数
 - ・相談応需マニュアルの整備 等

b 地域連携拠点としての機能

- 認知症疾患医療連携協議会の運営状況
- 研修会の開催状況

6 実績報告

実施主体の長は、以下の（1）から（3）に係る年間の実績を、別紙様式により翌年度の4月末までに、厚生労働大臣あてに報告するものとする。

- (1) 認知症疾患に係る外来件数及び鑑別診断件数
- (2) 入院件数（センターを運営している病院における入院及び連携先の病院における入院（センターを運営している病院との連携による入院に限る。）それぞれの件数）
- (3) 専門医療相談件数（電話による相談及び面接による相談それぞれの件数）

7 国の補助

国は、この実施要綱に基づき都道府県知事又は指定都市市長が指定した病院又は診療所の開設者が運営するセンターの運営に必要な経費（診療報酬により支出される内容は除く。）については、厚生労働大臣が別に定める「介護保険事業費補助金交付要綱」に基づき、毎年度予算の範囲内で国庫補助を行うことができるものとする。

老発0329第2号
平成30年3月29日

愛知県知事 殿

厚生労働省老健局長

全国若年性認知症支援センター運営事業の実施について

企業に対する若年性認知症の普及・啓発や都道府県等に配置している若年性認知症支援コーディネーターの相談支援などに対応するため、別紙のとおり「全国若年性認知症支援センター運営事業実施要綱」を定め、平成30年4月1日から適用することとしたので通知する。

ついては、当該事業の円滑な実施について特段の配慮を願いたい。

なお、「若年性認知症コールセンター運営事業の実施について」（平成21年6月2日老発第0602006号本職通知）は廃止する。

(別紙)

全国若年性認知症支援センター運営事業実施要綱

1 目的

若年性認知症の人は、いわゆる現役世代であることから、就労継続や子育てなどライフステージに応じた多角的な支援が必要である。

各都道府県や指定都市では、若年性認知症支援コーディネーターの配置や相談窓口の設置を行い、若年性認知症の人やその家族からの相談を踏まえ、活用が可能な福祉制度への連絡調整や雇用継続に向けた企業への働きかけ等の支援を行うための体制を進めている。

特に就労継続については、企業の経営者・管理者、産業医、人事担当者等が、本人の状態や希望等に応じた業務の見直しや配置換えなどを行うことでその実現が見込まれることから、これら企業関係者に対し、若年性認知症に関する意識を醸成していくことが重要である。

本事業は、若年性認知症支援コーディネーターや相談窓口の職員等に対して、相談支援を実施することや、若年性認知症の症状、若年性認知症の人やその家族の実態を認識し、本人やその家族、企業等を支援するための施策の知識や相談支援のノウハウを習得するための研修等を実施するとともに、若年性認知症の人を雇用する企業に対して、若年性認知症の普及・啓発を行うなどにより、若年性認知症の人が、その状態に応じて適切な支援を受けられるよう効果的な取組の推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は愛知県とする。

ただし、事業の全部又は一部について、本事業を適切に実施できると認められる団体に対する委託又は補助により実施できるものとする。

3 事業内容

(1) 都道府県等に配置や設置される若年性認知症支援コーディネーターや相談機関から寄せられる個別の相談に応じるとともに、若年性認知症に関連する制度や研究結果、収集した先進自治体の取組等について、定期的に情報提供や研修を実施するなどにより、支援に資する知識やノウハウの向上を図ること。

(2) 若年性認知症の人又はその可能性のある人を雇用する全国規模の企業や業界団体等に対して研修や相談支援等を実施し、若年性認知症の普及・啓発を行うこ

と。

- (3) 若年性認知症の人やその家族、若年性認知症の人が利用する機関及び若年性認知症の人を雇用する企業等からの各種相談に対し、電話相談により応じること。
- (4) 相談内容により、都道府県に配置される若年性認知症支援コーディネーター、市町村に配置される認知症地域支援推進員、地域包括支援センター、認知症疾患医療センター、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、医療機関、市町村等適切な関係機関への連絡調整を行うこと。
- (5) 本事業の利用促進のため、普及啓発を図ること。

4 支援員の配置等

若年性認知症の人の状態やその家族等が抱える悩みや不安を考慮しつつ、若年性認知症支援コーディネーターや相談機関の職員に対する支援の知識やノウハウの習得のための研修の実施、若年性認知症の職員を雇用する又はその可能性のある企業に対する普及・啓発、若年性認知症の人を含む関係機関等からの相談等に総合的に対応するため、本事業の実施主体（委託又は補助により行う場合には受託又は補助を受ける団体。以下同じ。）に支援員を配置する。

なお、支援員には、認知症介護指導者養成研修修了者、精神保健福祉士、障害者就労支援の経験者等若年性認知症の特性に関し知見を有する者又は若年性認知症の人に対するサービスの実務経験を有する者等若年性認知症の人に対し適切な支援を行うことができる者を充てなければならない。

前記のほか若年性認知症の人の支援に係わる様々な分野の認知症専門家及び専門機関との協力体制を構築すること。

5 設備及び名称

- (1) 本事業の実施に当たっては、次の設備を設けること。

- ・企業、若年性認知症支援コーディネーター、若年性認知症の人やその家族等からの相談のための専用の電話設備
- ・その他相談を十分に行うために必要な設備

- (2) 相談窓口の名称は、若年性認知症に関する相談窓口であることが明確なものとすること。

6 その他

- (1) 実施主体の長は、本事業の実施について、企業、若年性認知症支援コーディネ

- ーター、若年性認知症の人やその家族等に広く周知されるよう努めることとする。
- (2) 実施主体の長は、本事業により把握した若年性認知症の人に対する先駆的な取り組みや共通するニーズなど、効果的な若年性認知症施策の推進に資する事項について国に報告するとともに、都道府県等の関係機関に情報提供を行うこととする。
- (3) 実施主体の長は、本事業の実施に当たり、医療機関、介護サービス事業者の他、保健、医療、福祉の各分野の関係機関、団体との連携体制を整備すること。

老発 0 3 2 9 第 6 号
平成 3 0 年 3 月 2 9 日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働省老健局長

「認知症地域医療支援事業の実施について」の一部改正について

「認知症地域医療支援事業の実施について」（平成27年4月15日老発0415第6号本職通知）を別添のとおり一部改正し、平成30年4月1日から適用することとしたので通知する。

「認知症地域医療支援事業の実施について」（平成27年4月15日老発0415第6号厚生労働省老健局長通知）新旧対照表

改 正 後	現 行
老 発 0415 第 6 号 平成27年4月15日 <u>老 発 0331 第 7 号</u> 平成28年3月31日 <u>一部改正 老 発 0329 第 6 号</u> <u>平成30年3月29日</u> 都道府県知事 各 殿 指定都市市長 厚生労働省老健局長 認知症地域医療支援事業の実施について 今後の認知症高齢者の増加により、身近な主治医（かかりつけ医）のもとに通院する高齢者の中からも経過中に認知症を発症するケースの増加等が予想されることから、かかりつけ医が適切な認知症診断の知識・技術等を修得できるための研修及びかかりつけ医への助言その他の支援を行う認知症サポート医の養成を行うとともに、病院勤務の医療従事者が認知症ケアについて理解し適切な対応をできるようにするための研修等を実施することを目的として、別添の通り実施要綱を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。 各都道府県・指定都市におかれては、関係団体等と連携の下、各地域における早期診断・早期対応のための体制整備並びに適切な事業実施にご協力願いたい。	老 発 0415 第 6 号 平成27年4月15日 <u>一部改正 老 発 0331 第 7 号</u> 平成28年3月31日 都道府県知事 各 殿 指定都市市長 厚生労働省老健局長 認知症地域医療支援事業の実施について 今後の認知症高齢者の増加により、身近な主治医（かかりつけ医）のもとに通院する高齢者の中からも経過中に認知症を発症するケースの増加等が予想されることから、かかりつけ医が適切な認知症診断の知識・技術等を修得できるための研修及びかかりつけ医への助言その他の支援を行う認知症サポート医の養成を行うとともに、病院勤務の医療従事者が認知症ケアについて理解し適切な対応をできるようにするための研修等を実施することを目的として、別添の通り実施要綱を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。 各都道府県・指定都市におかれては、関係団体等と連携の下、各地域における早期診断・早期対応のための体制整備並びに適切な事業実施にご協力願いたい。

(別添)			(別添)		
認知症地域医療支援事業実施要綱			認知症地域医療支援事業実施要綱		
第1・第2 (略)			第1・第2 (略)		
第3 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業			第3 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業		
(1)～(3) (略)			(1)～(3) (略)		
(4) 研修内容			(4) 研修内容		
研修受講者に対し、標準的なカリキュラム(別記2)に基づき、病院勤務の医療従事者として必要な認知症ケアの原則等の知識の修得に資する内容とする。			研修受講者に対し、標準的なカリキュラム(別記2)に基づき、病院勤務の医療従事者として必要な認知症ケアの原則等の知識の修得に資する内容とする。		
(5)～(7) (略)			(5)～(7) (略)		
(別記2) 標準的なカリキュラム			(別記2) 標準的なカリキュラム		
	研 修 内 容			研 修 内 容	
I 目的 (15分)	ねらい	<u>認知症の人の視点で、認知症ケアに求められていることを理解する</u>	I 目的 (10分)	ねらい	<u>認知症の人の入院に際して、認知症とケアの基本を理解する</u>
	到達 目標	1 <u>研修の目的を理解する</u> 2 <u>認知症の人の視点で、対応への課題を理解する</u> 3 <u>認知症の人を取り巻く施策等について理解する</u>		到達 目標	1 <u>研修の目的を理解する</u> 2 <u>認知症の人が入院することの全体像を理解する</u> 3 <u>認知症の人の特徴とケアの基本を理解する</u>
	主な 内容	・ <u>入院する認知症の人に起こっていること</u> ・ <u>認知症の人の将来推計</u> ・ <u>認知症に関連する国の施策（研修の背景）</u> ・ <u>一般病院での認知症対応のための体制整備の要点</u>		主な 内容	・ <u>現状と課題（研修の背景）</u> ・ <u>認知症高齢者の現状</u> ・ <u>急性期病院における認知症の治療・ケアの課題</u> ・ <u>研修の目的</u> ・ <u>入院中のケアの問題</u>
II 対応力 (60分)	ねらい	<u>疾患を理解し、入院中の対応の基本を習得する</u>	II 対応力 (60分)	ねらい	<u>認知症の人のアセスメント、入院中の対応の基本を習得する</u>
	到達 目標	1 <u>疾患の特徴を理解する</u> 2 <u>入院生活における認知症の人の行動の特徴を理解し、対応方法について習得する</u> 3 <u>各専門職の役割と院内連携について理解する</u>		到達 目標	1 <u>認知症の人の入院時に行うアセスメントのポイントを理解する</u> 2 <u>入院生活における認知症の人の行動の特徴を理解する</u> 3 <u>入院中に問題になりやすい場面の対応方法について習得する</u>
	主な 内容	・ <u>認知症の病型、症状、経過</u> ・ <u>治療薬と薬物以外の療法とケア</u> ・ <u>介護者への支援</u> ・ <u>認知症の人の理解</u> ・ <u>認知症ケアの基本</u>		主な 内容	・ <u>認知症の診断基準（DSM）</u> ・ <u>入院の際に留意が必要な認知症の症状と要因・誘因</u> ・ <u>認知症の事例（BPSD）</u> ・ <u>認知症ケアの展開における4つの視点</u> ・ <u>入院加療・退院をスムーズに進めるための4つの視点</u>

		・ <u>行動・心理症状（BPSD）への対応</u> ・ <u>せん妄への対応</u> ・ <u>各医療従事者の基本的な役割と院内連携上の役割</u>
Ⅲ 連携等 (15 分)	ねらい	<u>院内・院外が多職種連携の意義を理解する</u>
	到達 目標	1 <u>多職種連携の意義とメリットを理解する</u> 2 <u>院内・院外で多職種連携する必要性について理解する</u> 3 <u>多職種で行うカンファレンスの要点を理解する</u>
	主な 内容	・ <u>多職種連携のメリット</u> ・ <u>入院前、退院後も含めた多職種・他機関連携</u> ・ <u>多職種で行うカンファレンス</u> ・ <u>入院時・退院時カンファレンスの主な検討課題</u>

（様式 3）

（略）

第 4～第 7

（略）

		・ <u>身体合併症の回復過程に応じた認知症ケアの視点</u> ・ <u>せん妄の問題</u>
Ⅲ 連携等 (20 分)	ねらい	1 <u>院内・院外が多職種・他職種連携の意義を理解する</u> 2 <u>管理者として取り組む体制や環境整備の意義を理解する</u>
	到達 目標	1 <u>院内・院外の連携における認知症の人と自身のメリットを理解する</u> 2 <u>入退院の場面と院外の連携相手について理解する</u> 3 <u>管理者としての体制と環境作りについて理解する</u>
	主な 内容	・ <u>適切でスムーズな医療・ケアを提供するために</u> ・ <u>連携により期待される効果</u> ・ <u>「管理者」の目的</u>

（様式 3）

（略）

第 4～第 7

（略）

老 発 0 4 1 5 第 6 号
平 成 2 7 年 4 月 1 5 日
老 発 0 3 3 1 第 7 号
平 成 2 8 年 3 月 3 1 日
一部改正 老 発 0 3 2 9 第 6 号
平 成 3 0 年 3 月 2 9 日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働省老健局長

認知症地域医療支援事業の実施について

今後の認知症高齢者の増加により、身近な主治医（かかりつけ医）のもとに通院する高齢者の中からも経過中に認知症を発症するケースの増加等が予想されることから、かかりつけ医が適切な認知症診断の知識・技術等を修得できるための研修及びかかりつけ医への助言その他の支援を行う認知症サポート医の養成を行うとともに、病院勤務の医療従事者が認知症ケアについて理解し適切な対応をできるようにするための研修等を実施することを目的として、別添の通り実施要綱を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。

各都道府県・指定都市におかれては、関係団体等と連携の下、各地域における早期診断・早期対応のための体制整備並びに適切な事業実施にご協力願いたい。

(別添)

認知症地域医療支援事業実施要綱

第1 認知症サポート医養成研修事業

1 認知症サポート医養成研修

(1) 目的

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医等への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医を養成することにより、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を図ることを目的とする。

(2) 認知症サポート医の役割

認知症サポート医は、次の役割を担う。

- ア かかりつけ医等の認知症診断等に関する相談・アドバイザー役となるほか、他の認知症サポート医との連携体制の構築
- イ 各地域医師会と地域包括支援センターとの連携づくりへの協力
- ウ 都道府県・指定都市医師会を単位とした、かかりつけ医等を対象とした認知症対応力の向上を図るための研修の企画立案及び講師

(3) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とし、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター（愛知県大府市）に委託して実施するものとする。

(4) 研修対象者

実施主体の長が、都道府県・指定都市医師会と相談の上、下記のいずれかの条件を満たし適当と認めた医師とする。

- ア 地域において認知症の診療(早期発見等)に携わっている医師
- イ 「(2) 認知症サポート医の役割」を適切に担える医師

なお、本研修修了後には(2)の役割を担うことについて、各医師に対して十分な説明を行い、了承を得るものとする。

(5) 研修内容

認知症サポート医として必要な、

- ア かかりつけ医等に対する認知症対応力向上研修の企画立案に必要な知識及び効果的な教育技術
 - イ 地域における認知症の人を支えるために必要な介護分野の知識、地域医師会・地域包括支援センター等の関係機関との連携づくり並びに連携を推進するために必要な知識・技術
- などの修得に資する内容とする。

(6) 受講の手続き等

受講の手続き等については、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの研修要綱で定める。

(7) 修了証書の交付等

- ア 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター総長は、研修修了者に対し、様式1により修了証書を交付するとともに、実施主体の長に所要の事項を通知するものとする。
- イ 実施主体の長及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センター総長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。
- ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府県医師会及び指定都市医師会と連携し、本事業実施要綱第7「普及啓発推進事業」等を活用し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成・更新し、各市町村や各市町村が設置する地域包括支援センターに配布するなど、管内の認知症の人及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

(8) その他

- ア 実施主体の長は、認知症サポート医が行う研修の企画立案等の作業に協力するとともに、企画された内容についても可能な限り、実施に努めるものとする。
- イ 実施主体の長は、本研修修了者について、本事業実施要綱第7「普及啓発推進事業」及び地域支援事業の包括的支援事業（介護保険法第115条の45第2項第6号）のうち認知症総合支援事業等への参画を図るなど、地域における認知症の人への支援体制の構築に向けて積極的に活用するよう努めるものとする。

2 認知症サポート医フォローアップ研修

(1) 目的

本研修事業は認知症サポート医等が、認知症の診断・治療・ケア等に関する研修、症例検討、グループ討議等を通じて、地域における認知症の人への支援体制の充実・強化を図ること、また、本研修の機会を活用し、地域における認知症サポート医等の連携強化を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

(3) 研修対象者

認知症サポート医及び地域においてかかりつけ医認知症対応力向上研修等の企画・立案等に協力している医師、その他地域において認知症医療体制構築に向けて取り組んでいる医師として実施主体の長が適当と認めた者とする。

(4) 研修内容

地域における医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築という認知症サポート医の役割を適切に果たすための研修内容とする。

(例)

- ・ 認知症の診断・治療・ケア・連携等に関する最新の知識の講義
- ・ 診断・治療等の対応が困難であった症例の検討

- ・ 地域において認知症の人を支援する資源（地域包括支援センター、介護サービス事業所、認知症サポーター、認知症の人やその家族を支援する組織など）等に関するグループ討議 等

(5) 受講の手続き等

実施主体又は研修実施受託団体の募集要綱で定めるものとする。

(6) その他

ア 実施主体の長は、本事業の企画・立案・実施に当たっては、認知症フォローアップ研修の企画及び実施に関する研修を修了した医師等を中心として、各都道府県医師会・指定都市医師会・認知症サポート医等の協力の下に行うものとし、本事業の実施に係る団体等に委託する場合については、当該団体と密接な連携を図るものとする。

イ 実施主体の長は、本事業実施要綱第1の1（8）イと同様、本研修修了者を地域における認知症の人への支援体制の構築に向けて積極的に活用するよう努めるものとする。

(様式1)

	第	号
修了証書 氏名 生年月日 年 月 日		
あなたは厚生労働省の定める認知症サポート医養成研修を 修了したことを証します		
平成 年 月 日	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター総長 ○○○○	

第2 かかりつけ医認知症対応力向上研修事業

(1) 目的

高齢者が日頃より受診する診療所等の主治医（かかりつけ医）に対し、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の人本人とその家族を支える知識と方法を習得するための研修を実施することにより、認知症サポート医との連携の下、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じた認知症の人への支援体制の構築を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

(3) 研修対象者

診療科名を問わず、各都道府県及び指定都市管内で勤務（開業を含む）する医師とする。

(4) 研修内容

研修受講者に対し、標準的なカリキュラム(別記1)に基づき、かかりつけ医として必要で適切な認知症診療の知識・技術などの修得に資する内容とする。

(5) 受講の手続き等

実施主体又は研修実施受託団体の募集要綱に基づくものとする。

(6) 修了証書等の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式2により修了証書を交付する。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。

ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府県医師会及び指定都市医師会と連携し、本事業実施要綱第7「普及啓発推進事業」等を活用し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成・更新し、各市町村や各市町村が設置する地域包括支援センターに配布するなど、地域の認知症医療体制の推進及び管内の認知症の人及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

(7) その他

ア 実施主体の長は、本事業の実施に当たっては、認知症サポート医の協力の下に行うものとし、本事業の実施を関係団体等に委託する場合については、当該団体と密接な連携を図るものとする。

イ 実施主体の長は、研修受講者の募集に当たっては、各都道府県・指定都市医師会を通じ、郡市医師会の協力を得て行うものとする。

(別記1) 標準的なカリキュラム

研 修 内 容		
I 「かかりつけ医の役割」編 (30 分)	ねらい	認知症の人や家族を支えるためにかかりつけ医ができることを理解する
	到達目標	1 認知症であることに気づき、受け入れることができる 2 必要に応じ専門機関を含めた他の医療施設を紹介できる 3 日常的な管理（認知症に対する治療薬の管理を含む）を行う 4 必要なサービスを把握しそこに家族をつなぐことができる 5 家族の負担を理解し、経過の説明ができ、不安を軽減できる 6 家族に、望まれる対応・すべきでない対応を指導できる
	主な内容	・かかりつけ医とは ・早期発見・早期対応の意義 ・かかりつけ医に期待される役割 ・認知症高齢者の現状 ・認知症施策の方向性について
II 「診断・治療」編 (90 分)	ねらい	認知症診断・治療の原則を理解する
	到達目標	1 認知症の初期症状や日常生活上の行動の変化を説明することができる 2 認知症の診断の方法と手順を説明することができる 3 認知機能障害への薬物療法、行動・心理症状（BPSD）に対する対応の原則を説明することができる 4 治療開始にあたって、本人・家族への対応・支援のポイントを理解している
	主な内容	・認知症の診断基準（DSM） ・認知機能障害と行動・心理症状（BPSD） ・家族が最初に気づいた日常生活の変化 ・認知症初期の発見のポイント ・MCI の人への対応 ・認知症の問診とアセスメント ・認知症と間違えやすい症状 ・認知症の治療とケア ・認知症の説明（告知）と法的な取扱い
III 「連携	ねらい	認知症の人を支えるための医療・介護、地域が連携した生活支援の重要性を理解する

と制度 度」編 (90 分)	到達 目標	1 認知症の人を地域の連携体制で支える仕組みとかかりつけ医の役割について理解する 2 介護保険制度で利用できるサービスについて、本人・家族に説明することができる 3 成年後見制度・高齢者虐待防止法等の権利擁護の仕組みの概要を説明することができる
	主な 内容	・連携の意義と実際 ・認知症の人への支援体制 ・若年性認知症の特徴と現状 ・認知症の人と運転 ・認知症と成年後見制度 ・地域啓発のポイント

(様式 2)

第 号
修 了 証 書
氏 名
生年月日 年 月 日
あなたは厚生労働省の定めるかかりつけ医認知症対応力向上研修を 修了したことを証します
平成 年 月 日
実施主体の長 ○ ○ ○ ○

第3 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業

(1) 目的

病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対し、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性、認知症ケアの原則等の知識について修得するための研修を実施することにより、病院での認知症の人の手術や処置等の適切な実施の確保を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

(3) 研修対象者

各都道府県及び指定都市管内の病院で勤務する医師、看護師等の医療従事者とする。

(4) 研修内容

研修受講者に対し、標準的なカリキュラム(別記2)に基づき、病院勤務の医療従事者として必要な認知症ケアの原則等の知識の修得に資する内容とする。

(5) 受講の手続き等

実施主体又は研修実施受託団体の募集要綱に基づくものとする。

(6) 修了証書等の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式(様式3)により修了証書を交付する。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。

ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府県医師会及び指定都市医師会、各都道府県看護協会、病院関係団体等と連携し、本事業実施要綱第7「普及啓発推進事業」等を活用し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成・更新し、各市町村や各市町村が設置する地域包括支援センターに配布するなど、地域の認知症医療体制の推進及び管内の認知症の人及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

(7) その他

ア 実施主体の長は、本事業の実施に当たっては、認知症サポート医や、認知症ケアに精通した看護師等の協力の下に行うものとし、本事業の実施を関係団体等に委託する場合については、当該団体と密接な連携を図るものとする。

イ 実施主体の長は、研修受講者の募集に当たっては、各都道府県・指定都市医師会、各都道府県看護協会、病院関係団体等の協力を得て行うものとする。

ウ 本事業とは別に、関係団体等が厚生労働省に協議した上で、同様の目的に基づき、別記2に定める標準的なカリキュラムと同様またはそれ以上の内容につき研修を行う場合には、研修修了者に対し本要綱(6)のア及びイを行うとともに、都道府県及び指定都市に対して、研修修了者の同意を得た上で、当該研修修了者に関する情報提供を行うこと。

(別記2) 標準的なカリキュラム

研 修 内 容		
I 目的 (15 分)	ねらい	認知症の人の視点で、認知症ケアに求められていることを理解する
	到達 目標	1 研修の目的を理解する 2 認知症の人の視点で、対応への課題を理解する 3 認知症の人を取り巻く施策等について理解する
	主な 内容	・入院する認知症の人に起こっていること ・認知症の人の将来推計 ・認知症に関連する国の施策（研修の背景） ・一般病院での認知症対応のための体制整備の要点
II 対応力 (60 分)	ねらい	疾患を理解し、入院中の対応の基本を習得する
	到達 目標	1 疾患の特徴を理解する 2 入院生活における認知症の人の行動の特徴を理解し、対応方法について習得する 3 各専門職の役割と院内連携について理解する
	主な 内容	・認知症の病型、症状、経過 ・治療薬と薬物以外の療法とケア ・介護者への支援 ・認知症の人の理解 ・認知症ケアの基本 ・行動・心理症状（BPSD）への対応 ・せん妄への対応 ・各医療従事者の基本的な役割と院内連携上の役割
III 連携等 (15 分)	ねらい	院内・院外が多職種連携の意義を理解する
	到達 目標	1 多職種連携の意義とメリットを理解する 2 院内・院外で多職種連携する必要性について理解する 3 多職種で行うカンファレンスの要点を理解する

	主な 内容 ・多職種連携のメリット ・入院前、退院後も含めた多職種・他機関連携 ・多職種で行うカンファレンス ・入院時・退院時カンファレンスの主な検討課題
--	---

(様式3)

		第	号
修了証書			
氏名			
		生年月日	年 月 日
あなたは、厚生労働省が定める病院勤務の医療従事者向け認知症 対応力向上研修を修了したことを証します			
平成 年 月 日		実施主体の長	
		○ ○ ○ ○	

第4 歯科医師認知症対応力向上研修事業

(1) 目的

高齢者が受診する歯科医師に対し、認知症の人本人とその家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性等を習得するための研修を実施することにより、認知症の疑いのある人に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、その後も認知症の人の状況に応じた歯科治療・口腔管理を適切に行い、認知症の人への支援体制構築の担い手となることを目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

(3) 研修対象者

各都道府県及び指定都市管内で勤務（開業を含む）する歯科医師とする。

(4) 研修内容

研修受講者に対し、標準的なカリキュラム（別記3）に基づき、かかりつけ歯科医として必要な認知症の人に係る基礎知識・連携等の習得に資する内容とする。

(5) 受講の手続き等

実施主体又は研修実施受託団体の募集要綱に基づくものとする。

(6) 修了証書等の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式4により修了証書を交付する。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。

ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府県歯科医師会、その他関係団体と連携し、本事業実施要綱第7「普及啓発推進事業」等を活用し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成・更新し、各市町村や各市町村が設置する地域包括支援センターに配布するなど、地域の認知症医療体制の推進及び管内の認知症の人及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

(7) その他

ア 実施主体の長は、本事業の実施に当たっては、認知症歯科医療に精通した歯科医師、認知症サポート医等の協力の下に行うものとし、本事業の実施を関係団体等に委託する場合については、当該団体と密接な連携を図るものとする。

イ 実施主体の長は、研修受講者の募集に当たっては、各都道府県歯科医師会、関係団体等の協力を得て行うものとする。

(別記3) 標準的なカリキュラム

研 修 内 容		
I 基 本 知 識 (30 分)	ねらい	認知症の人や家族を支えるために認知症対応の基礎知識を理解する
	到達目標	1 認知症の現状および病態やその特徴を理解する 2 認知症診療・ケアの概要とプロセスを理解する
	主な内容	・ 認知症施策の現状 ・ 認知症の原因疾患の特徴と症例 ・ 画像診断やアセスメントの概要 ・ 認知症治療薬や薬効の概要
II か かり つけ 歯 科 医 の 役 割 (90 分)	ねらい	認知症の人への対応と早期発見・早期対応の重要性、歯科診療の継続のための方法を習得する
	到達目標	1 かかりつけ歯科医の役割を理解する 2 認知症の人（疑いを含む）の認知機能障害によって生じる症状を理解する 3 症状に配慮した歯科診療を行う 4 スタッフ教育および歯科医院全体で患者・家族を支援する
	主な内容	・ かかりつけ歯科医（歯科医療機関）の役割 ・ 歯科診療において注意すべき認知症への気づきのポイント ・ 認知症の人の歯科診療を円滑に進めるための視点 ・ 歯科診療所で起こる行動・心理症状（B P S D）に対する対応 ・ 治療計画と対応方法の立案 ・ 歯科医療機関の管理者の役割
III 連 携 と 制 度 (90 分)	ねらい	認知症の人を支えるための医療・介護、地域が連携した生活支援の重要性を理解する
	到達目標	1 認知症の人を地域の連携体制で支える仕組みとかかりつけ歯科医の役割について理解する 2 介護保険制度のサービスについて、本人・家族に説明することが

	できる 3 成年後見制度、高齢者虐待防止法等の権利擁護に関する制度の概要を説明することができる
主な内容	・地域包括ケアシステム、介護保険制度 ・サービス担当者会議でのかかりつけ歯科医の役割 ・ケアマネジャーとの連携 ・認知症ケアパス、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等の仕組み ・若年性認知症の現状と支援の制度 ・成年後見制度、高齢者虐待の現状

(様式4)

第 号					
修 了 証 書					
氏 名					
	生年月日	年	月	日	
あなたは、厚生労働省の定める歯科医師認知症対応力向上研修を 修了したことを証します					
平成 年 月 日					
実施主体の長 ○ ○ ○ ○					

第5 薬剤師認知症対応力向上研修事業

(1) 目的

高齢者が受診した際や受診後等に接する薬局・薬剤師に対し、認知症の人本人とその家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性等を習得するための研修を実施することにより、認知症の疑いのある人に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、その後も認知症の人の状況に応じた薬学的管理を適切に行い、認知症の人への支援体制構築の担い手となることを目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

(3) 研修対象者

各都道府県及び指定都市管内で勤務（開設を含む）する薬剤師とする。

(4) 研修内容

研修受講者に対し、標準的なカリキュラム（別記4）に基づき、薬局・薬剤師として必要な認知症の人に係る基礎知識・連携等の習得に資する内容とする。

(5) 受講の手続き等

実施主体又は研修実施受託団体の募集要綱に基づくものとする。

(6) 修了証書等の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式5により修了証書を交付する。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。

ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府県薬剤師会、その他関係団体と連携し、本事業実施要綱第7「普及啓発推進事業」等を活用し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成・更新し、各市町村や各市町村が設置する地域包括支援センターに配布するなど、地域の認知症医療体制の推進及び管内の認知症の人及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

(7) その他

ア 実施主体の長は、本事業の実施に当たっては、認知症薬やその服薬管理に精通した薬剤師、認知症サポート医等の協力の下に行うものとし、本事業の実施を関係団体等に委託する場合については、当該団体と密接な連携を図るものとする。

イ 実施主体の長は、研修受講者の募集に当たっては、各都道府県薬剤師会、関係団体等の協力を得て行うものとする。

(別記4) 標準的なカリキュラム

研 修 内 容		
I 基 本 知 識 (30 分)	ねらい	認知症の人を知り、薬局・薬剤師の役割を理解する
	到達 目標	1 認知症施策を理解する 2 認知症の概要を理解する 3 薬剤師の役割について理解する
	主な 内容	・認知症施策の現状 ・薬局・薬剤師の役割 ・認知症の原因疾患の特徴と症例、軽度認知障害の理解 ・観察のポイント（アセスメント）
II 対 応 力 ① 薬 学 的 管 理 ② 気 づ き・連 携 (90 分)	ねらい ①	(1) 薬学的管理 医薬品の認知機能への影響や認知症の薬物治療について理解する
	到達 目標	1 薬物によってもたらされた出来事を理解する 2 認知症の薬物治療を理解する 3 行動・心理症状および用いられる医薬品を理解する 4 認知症の人への対応を理解する
	主な 内容	・認知症に使われる薬（効能・効果・副作用・作用機序） ・認知症治療薬の使用上の注意点 ・薬物以外の療法とケア ・服薬の継続管理のポイント ・認知症の人・家族への支援
	ね ら い ②	(2) 関係機関との連携 認知症の疑いがある人に早期に気づき、かかりつけ医や関係機関等と連携して対応できる力を習得する
	到達 目標	1 認知症の初期症状や日常生活上の行動の変化を説明することができる 2 認知症の疑いのある人を発見した場合の連携について説明することができる

	主な 内容	・ 早期発見・早期対応や多職種連携の必要性と対応 ・ カンファレンス等での薬局・薬剤師の役割 ・ 徴候からの気づき、服薬状況からの気づき、医師へのフィードバック
Ⅲ 制度等 (90 分)	ねらい	認知症の人を支えるための医療・介護、地域が連携した生活支援の重要性を理解する
	到達 目標	1 認知症の人を地域の連携体制で支える仕組みとかかりつけ薬剤師の役割について理解する 2 介護保険制度のサービスについて、本人・家族に説明することができる 3 成年後見制度・高齢者虐待防止法等の権利擁護に関する制度の概要を説明することができる
	主な 内容	・ 地域包括ケアシステム、介護保険制度 ・ 医師やケアマネジャーが薬局・薬剤師に望むこと ・ 認知症ケアパス、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等の仕組み ・ 若年性認知症の現状と支援の制度 ・ 成年後見制度、高齢者虐待の現状

(様式5)

修 了 証 書 氏 名	第 号
生年月日 年 月 日	
あなたは、厚生労働省が定める薬剤師認知症対応力向上研修を 修了したことを証します	
平成 年 月 日	実施主体の長 ○ ○ ○ ○

第6 看護職員認知症対応力向上研修事業

(1) 目的

認知症の人と接する機会が多い看護職員に対し、医療機関等に入院から退院までのプロセスに沿った必要な基本知識や、個々の認知症の特徴等に対する実践的な対応力を習得し、同じ医療機関等の看護職員に対し伝達をすることで、医療機関内等での認知症ケアの適切な実施とマネジメント体制の構築を目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

(3) 研修対象者

各都道府県及び指定都市管内で勤務する指導的役割の看護職員とする。

(4) 研修内容

研修受講者に対し、標準的なカリキュラム（別記5）に基づき、看護職員として必要な認知症の人に係る基礎知識・連携等の習得に資する内容とする。

(5) 受講の手続き等

実施主体又は研修実施受託団体の募集要綱に基づくものとする。

(6) 修了証書等の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式6により修了証書を交付する。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。

ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府県医師会及び指定都市医師会、各都道府県看護協会、病院関係団体等と連携し、本事業実施要綱第7「普及啓発推進事業」等を活用し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成・更新し、各市町村や各市町村が設置する地域包括支援センターに配布するなど、地域の認知症医療体制の推進及び管内の認知症の人及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

(7) その他

ア 実施主体の長は、本事業の実施に当たっては、認知症サポート医や認知症ケアに精通した看護師等の協力の下に行うものとし、本事業の実施を関係団体等に委託する場合については、当該団体と密接な連携を図るものとする。

イ 実施主体の長は、研修受講者の募集に当たっては、各都道府県看護協会、関係団体等の協力を得て行うものとする。

(別記5) 標準的なカリキュラム

研 修 内 容		
I 基 本 知 識 講義 (180 分)	ねらい	認知症患者の入院から退院までのプロセスに沿って、基本的な知識を習得する
	到達目標	病院勤務の医療従事者向けに認知症に関する知識を普及することができる
	主な内容	・急性期病院での認知症の現状、認知症の病態、症状 ・せん妄の基本的な知識、予防、発見、対応 ・認知機能障害に配慮した身体管理 ・認知機能障害に配慮したコミュニケーションの基本 ・情報共有、退院調整、身体拘束、治療同意についての基本的な知識 ・管理者による取組の重要性 ・認知症に特有な倫理的課題と意思決定支援
II 対 応 力 向 上 講義 (330 分) 演習 (150 分)	ねらい	個々の認知症の特徴・症状に対するより実践的な対応力（アセスメント、看護方法・技術、院内外連携手法）を習得する
	到達目標	1 入院及び退院時支援に必要となるアセスメントを実施し、適切に院内外に連携することができる 2 せん妄について、認知症との違いを理解し、特有の対応を適切に行うことができる
	主な内容	・認知症患者の身体管理 ・一般病院に求められる役割 ・認知症患者の世界観の理解、中核症状の理解、基本的な評価方法（アセスメント） ・認知症の疾病経過の理解と疾病段階を踏まえた看護・支援のあり方 ・認知症を疑った場合の初期対応として実践すべき看護、初期集中支援 ・チームや病棟内での情報共有、部門間での情報共有 ・行動・心理症状（BPSD）の予防と病棟での環境整備 ・行動・心理症状（BPSD）の理解とアセスメント、看護方法 ・せん妄の病態、診断・同定、認知症との鑑別

		・せん妄の対策（予防及び早期発見・早期対応） ・退院調整での課題（特に再入院や緊急入院を防ぐためのコーディネート） ・地域連携（在宅医療、地域包括ケアの知識、退院時の情報提供、介護施設との連携） ・（演習）看護計画立案を通じた事例検討
Ⅲ マ ネ ジ メ ン ト 講 義 (180 分) 演 習 (240 分)	ね ら い	マネジメント（人員、環境、情報管理等）の実践的な対応方法及び教育技能を習得する
	到達 目標	1 各施設の実情に応じた認知症への対応方法を検討し、適切なマネジメント体制を構築することができる 2 自施設における看護職員への研修（本研修Ⅰ基本知識編相当）を実施することができる
	主な 内容	・認知症に関する事例を収集、見返し、フィードバックをする体制 ・病棟内、部門間での情報共有、人員の配置 ・コンサルテーション体制（院内・地域内での専門家へのアクセスの確保） ・標準的な対応手順・マニュアルの検討整備（認知症の療養・退院支援、行動・心理症状、せん妄） ・施設内での目標設定・研修計画立案、教育技法 ・自施設での研修を実施する上でのポイント、教育の要点の伝達 ・（演習）自施設の現状の検討、振り返り ・（演習）自施設内でのマネジメント体制の検討、研修計画立案

（様式 6）

第 号
修 了 証 書 氏 名
生年月日 年 月 日
あなたは、厚生労働省が定める看護職員認知症対応力向上研修を 修了したことを証します

平成 年 月 日

実施主体の長

○ ○ ○ ○

第7 普及啓発推進事業

(1) 目的

認知症の人に対し、早期に適切なサービス提供をおこなうためには、認知症の早期発見及び早期診断を普及することが重要であることから、認知症サポート医を中心として、地域住民、認知症の人の家族や介護サービス関係者等に対し、認知症医療に係る正しい知識の普及を推進することを目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託できるものとする。

(3) 事業内容

実施主体は、本事業の目的を達成するため、講演会・シンポジウムの開催やパンフレットの作成配布など、各地域の実情に応じた取組を行うものとする。

なお、事業の実施に当たっては、都道府県・指定都市医師会と連携を図るものとする。



老 推 発 0326 第 1 号
平 成 30 年 3 月 26 日

各都道府県認知症施策担当部局長 殿

厚生労働省老健局総務課
認知症施策推進室長
(公 印 省 略)

認知症初期集中支援チームの資質向上への取組について（依頼）

日頃より厚生労働行政の推進について御協力いただき御礼申し上げます。

平成 27 年 1 月に策定された認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づき、早期診断・早期対応にむけた支援体制を構築するため、平成 30 年 4 月までにすべての市町村に認知症初期集中支援チームを設置することとされております。

本年 3 月 6 日に開催された全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、市町村の取組の底上げをお願いしましたとおり、平成 30 年度以降においても、下記のとおり、認知症初期集中支援チームの資質向上に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 認知症初期集中支援チーム員研修について

認知症初期集中支援チーム員（地域支援事業実施要綱別記 3 の 3 (1) 認知症初期集中支援推進事業ウ（ア）b①の要件を満たす専門職）は、「国が別途定める認知症初期集中支援チーム員研修を受講し、必要な知識・技能を修得するものとする。」としております。

国立長寿医療研究センターが開催する認知症初期集中支援チーム員研修を同研修として実施してきたところであり、今後も同様取扱とするので、ご承知おきます。なお、平成 30 年度の同研修の実施に当たっては、同センターより募集要項を各都道府県宛に別途発出予定ですので、発出された際は、管内市町村に対して周知をお願いいたします。

また、「やむを得ない場合には、国が定める研修を受講したチーム員が受講内容をチーム内で共有することを条件として、同研修を受講していないチーム員も事業参加も可能とする。」としております。「国が定める研修」のプログラムについては、別添を標準とし、国立長寿医療研究センターが開催する認知症

初期集中支援チーム員研修の受講者を講師として、伝達講習を都道府県が開催することも可能としております。中山間地域など受講が難しい地域の市町村については、都道府県が伝達講習を開催するなど、市町村の支援を引き続きお願いいたします。

なお、国立長寿医療研究センターのホームページに研修の映像等研修教材が掲載されておりますので、伝達講習の教材としてや認知症初期集中支援チームについて周知する際など、ご活用いただきますようお願いいたします。

【URL】 <http://www.ncgg.go.jp/kenshu/kenshu/27-2.html>

2 認知症初期集中支援チームの資質向上のための財政確保について

認知症初期集中支援チーム員研修の受講料や都道府県が行う同研修の伝達講習の開催費用については、「地域医療介護総合確保基金」の活用が可能としてきたところであり、今後も同様取扱とするので、ご承知おき願います。

また、平成 30 年度予算（案）においては、都道府県がフォローアップ研修を開催するなど、チームの資質向上に関する研修会の費用については、「地域医療介護総合確保基金」の活用が可能とするとともに、都道府県内で好事例を情報共有する機会を設けることや、スーパーバイザーを派遣することなどの取組を行える費用を「認知症総合戦略推進事業」に計上しております。

都道府県におかれては、市町村の底上げを図るために、平成 30 年度以降においても、これらの費用を活用するための財政確保を引き続きお願いいたします。

3 認知症サポート医への周知について

認知症初期集中支援チームの設置や円滑な活動のためには、認知症サポート医の協力は欠かせないものであります。そのため、平成 29 年度から認知症サポート医養成研修のテキストに認知症初期集中支援チームの概要に関する資料を追加しておりますが、それ以前に認知症サポート医養成研修を受講されている受講者については、認知症初期集中支援チームについて知る機会が少ない状況です。

つきましては、各都道府県において、認知症サポート医フォローアップ研修の際に概要を説明するなど、認知症サポート医に認知症初期集中支援チームについて周知いただきますようご協力をお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省老健局総務課 認知症施策推進室
担当： 延、石川、中越
Tel 03-5253-1111 内線（3974、3871）

別添 認知症初期集中支援チーム員研修現行プログラム

時間	内容等	
45 分	講義	地域包括ケアシステムと認知症施策の概要
	ねらい	地域包括ケアシステムと日本の認知症施策の方向性を理解する
60 分	講義	認知症初期集中支援チームの基本的な役割
	ねらい	認知症初期集中支援推進事業の目的、チームの役割、構成等、概要を理解する
70 分	講義	初期集中支援における具体的な活動
	ねらい	チームを保有する自治体の立場から認知症初期集中支援チームを理解し支援するための基本的なプロセスを学習する。
90 分	講義	認知症の総合アセスメントの実施
	ねらい	基本的な認知症の病態やアセスメントツールの使用方法等、総合的なアセスメントを学ぶ
50 分	講義	模擬アセスメント（D A S C）の実施
	ねらい	訪問時に実際に情報収集する手法や観察点を、観察・評価票の一つである D A S C の模擬演習から学ぶ。
60 分	講義	初期集中支援における具体的な援助
	ねらい	訪問時の受療支援や家族介護者支援等、具体的な援助方法について学ぶ
30 分	講義	認知症と身体アセスメントの実施
	ねらい	訪問時に身体状況を把握しアセスメントするポイントを学ぶ。
60 分	講義	認知症初期集中支援チーム事業の基本となるガバナンスの構築
	ねらい	認知症初期集中支援推進事業を実施するにあたり、自治体の基本的なマネジメントプロセスを学ぶ。
90 分	グループワーク	テーマ 「各地域での多職種連携への取り組み～初期集中支援チーム創設に向けて」 ・各グループでテーマについてディスカッション ・グループから発表
	ねらい	各地域の進捗や取り組み等の情報交換を通して、具体的なチーム活動をイメージできるとともに、各自の地域でのチーム活動における課題整理や他地域の取組を参考とする等、今後の各地域でのチーム活動に役立てる。
30 分	チーム員テスト	